

本日の会議に付した事件

平成27年第1回山元町議会定例会（第4日目）

平成27年3月9日（月）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第11号 亘理地域介護認定審査会特別会計条例を廃止する条例
- 日程第 3 議案第12号 山元町議員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第13号 山元町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第14号 山元町教育委員会教育長の給与、勤務時間に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第15号 山元町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第36号 平成27年度山元町一般会計予算
- 日程第 8 議案第37号 平成27年度山元町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第38号 平成27年度山元町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第39号 平成27年度山元町介護保険事業特別会計予算
- 日程第11 議案第40号 平成27年度山元町水道事業会計予算
- 日程第12 議案第41号 平成27年度山元町下水道事業会計予算

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成27年第1回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、1番青田和夫君、2番岩佐哲也君を指名します。

議 長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

総括質疑通告書の受理。議員4名から総括質疑の通告がありましたので、その一覧表を配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長（阿部 均君）日程第2．議案第11号を議題とします。

本案について、説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第11号亘理地域介護認定審査会特別会計条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

お手元に配布しております資料ナンバー 8 のほうをご覧ください。

条例議案の概要でございます。

まず、提案理由です。亙理地域介護認定審査会の共同設置に関する規約第 3 条第 2 項の規定により、平成 27 年度から 4 年間幹事町が亙理町に移ることから、本条例を廃止するものでございます。

1. 制定内容です。既存条例を廃止するものです。

平成 27 年度から幹事町を務める亙理町が特別会計を設置することとなります。当町につきましては、特別会計を廃止するものです。

2. 施行期日です。平成 27 年 4 月 1 日となります。

以上、議案第 11 号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 11 号亙理地域介護認定審査会特別会計を廃止する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第 3. 議案第 12 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、ご説明をさせていただきます。

説明に当たりましては、お手元の配布資料、ナンバー 9 をご参照いただきたいと思います。存じます。

議案第 12 号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、平成 26 年 8 月 7 日付の国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告の趣旨を踏まえ、本町職員の給料月額、地域手当及び管理職員特別勤務手当の改定等を行うため提案するものでございます。

次に、改正内容でございますが、今回の改正につきましては、昨年 12 月の給料、期末手当の改定に続く第 2 弾となる給与制度の総合的見直しの一環として改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、大きく3点の改正でございます。改正内容の1番の①でございますが、1つは給与制度の総合的見直し、そして2つ目につきましては、(2)になりますけれども、地域手当の支給区分等の見直し、3点目が(3)になります。職務や勤務実績に応じた給与配分のための諸手当の改定を行うものでございます。

具体的な部分でございますけれども、①の(1)の部分をご覧になっていただきたいと存じます。まず、地域間及び世代間の給与配分の見直しということでございまして、これは俸給表の改定を行うものでございます。

その内容の主なものでございますけれども、黒ポツの1つ目、民間賃金水準の低い地域の官民格差を踏まえて、山元町職員の平均給料の1.81パーセントの引き下げということでございます。

そして、この引き下げに当たりましては、初任給等については引き下げはしない。50歳代後半層の多い号俸、これにつきましては、最大で4パーセント程度の引き下げになるというふうなことでございます。

そしてまた、これは附則での規定になるわけでございますけれども、新俸給表への円滑な移行のための経過措置といたしまして、3年間の減給補償を規定するものでございます。

2番目でございますが、次に、地域手当の支給区分等の見直しを行うものでございます。

この地域手当につきましては、補足をさせていただきますが、人事交流等によって山元町の規則で定める地域に在勤する場合に支給される手当でございます。これは都市部における物価差等を考慮して支給される性質のものというふうなことでございます。そして、黒ポツのところをご覧になりますが、地域手当につきましては、現行6区分それぞれ1.8パーセントから3パーセントの範囲内で支給されるわけでございますが、これを7区分で2.0パーセントから3パーセントに拡充されるものでございます。

なお、山元町の規則で定めるこの地域手当の支給対象となる9地区分等でございますが、この箱くくりのところをご覧になっていただきます。現在山元町におきましては、3級地について規定をしておるところでございます。例えば1級地につきましては、東京都特別区23区でございます。これは、現行におきましては、1.8パーセントの支給となっておりますが、これを改正では2.0パーセントに改正されると。次に、5級地、これは仙台市でございます。仙台市、これは現行では6パーセントでございますけれども、改正後におきましては1.0パーセントに改定される。そして、最後に山元町で定める9地区分の最後となりますけれども、6級地、これは仙台市近郊となります。名取市、多賀城市、利府町、富谷町が該当してまいります。これにつきましては、3パーセントから6パーセントにということでございます。

なお、冒頭現行6区分から7区分に拡充というふうにお話をさせていただきましたが、参考までに7級地をご紹介申し上げますが、従前これは規定がない部分、これを3パーセント支給地域として9地区分を規定いたしますが、本町におきましては、該当はございません。

次に、大きく改正の3点目となります(3)の部分でございます。職務や勤務実績に応じた給与配分のための諸手当の改定というふうなことでございます。これにつきまし

ては、現在週休日、箱の中をご覧になっていただきたいと存じます。現行及び改正後の比較でご説明をさせていただきますが、現行におきましては、週休日または祝日もしくは年末年始の休日等に勤務した場合、1勤務2時間以上勤務した場合に6,000円の範囲内で支給されると、現行ではお休みの日に限定されていたというところがございますが、これを改正後におきましては、箱の中の黒ポツの2点目、下のほうから2行目の部分でございますが、平日の深夜に臨時緊急でやむを得ず勤務する場合、これが新たに管理職特別勤務手当の支給対象に追加されるということでございます。

この平日深夜の捉えでございますけれども、午前0時から午前5時までの間2時間以上勤務した場合というふうなことでございます。

そして、臨時緊急というふうな部分につきましては、これは災害への対処等のためというふうなことが例示されておるところでございます。

ここの部分が新たに支給対象に追加されることの改正というふうなことでございます。

以上ご説明申し上げましたが、この改正条例につきましては、施行期日を本年4月1日からとするものでございます。

よろしくご可決を賜りますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第12号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第4．議案第13号、日程第5．議案第14号の2件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、お手元に配布させていただいております資料を用いて説明をさせていただきます。恐縮でございます。議案第13号並びに議案第14号の概要書をご準備いただければ幸いです。

議案第13号山元町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第14号の山元町教育委員会教育長の給与、勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について一括してご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、平成26年8月7日付の国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告に基づく山元町職員の給与に関する条例の一部改正にあわせ、町長及び副町長並びに教育長の特別職等についても給料等の改定を行うため提案をさせていただくものでございます。

次に、1番目の改正内容でございますが、改正につきましては、給料表の改正と期末手当の支給率の平準化、そして経過措置を規定するものでございます。

具体的に申し上げますと、黒ポツの1点目でございます。民間賃金水準の低い地域の官民格差を踏まえ、町長及び副町長の給料につきましては、一般職の給料表の平均引き下げ率の1.81パーセント減額をベースに端数整理を行い、平均で1.755パーセントを引き下げるもの、また、教育長の給料についても同様に1.70パーセントを引き下げる改正を行うものでございます。

この結果、例示をさせていただきますが、町長につきましては18万円、副町長は13万2,000円、教育長は10万8,000円がそれぞれ年間支給額で減額となる給料表の改正というふうなことでございます。

黒ポツの2点目でございます。6月及び12月の期末手当支給率を均等化するものでございますが、これは、表中の改正前後でお話をご説明をさせていただきます。改正前、右側のところでございますが、従前におきましては、6月に際しては1.40月、12月については1.70月で、年間の支給は合計3.10月でございましたが、これを改正によって、6月の期末手当の支給率を1.55月、12月期末手当の支給率についても同様に、1.55月に平準化するものでありますが、年間の支給率については変更はございません。

箱の下でございますが、黒ポツの3点目、経過措置の関係でございます。特別職等につきましては、現在町長が15パーセント、副町長が5パーセント、教育長についても同様に、5パーセント独自に給料を削減中でございます。

こうしたことから、附則におきましては一般職同様、3年間の経過措置を規定し、円滑な給料表への移行を図るものというふうな趣旨でございます。

次に、施行期日でございますけれども、27年の4月1日からとするものでございます。

なお、補足で説明をさせていただきますが、本改正条例案におきましては、町長及び副町長の給料について、町長は1.78パーセント、また、副町長については1.73パーセントを引き下げる内容としておりますことから、山元町特別職給料等審議会条例第2条に規定する町長及び副町長の給料の額並びに議員報酬の額に関する条例の提案、これに該当いたしますことから、去る2月17日、特別職等給料審議会条例でございますけれども、この条例第3条に基づきまして、山元町の区域内に存する公共的団体等の代表者及び住民から選ばれた委員を含む10名の委員で構成される審議会を開催をいたしたところであり、町長及び副町長の給料改正引き上げについて諮問を行ったところでございます。

審議会におきましては、岩佐國男会長以下、委員の皆さんによる慎重なご議論を経まして、諮問内容のとおりとすることを全会一致でご可決を賜り、この旨を町長に答申がなされたところでございます。

ここに山元町特別職給料等審議会からの答申を踏まえた議案の提案でございますこと

をご報告を申し上げ、本改正条例に関するご説明とさせていただきたいと存じます。どうかご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありませんか。

12番佐山富崇君の質疑を許します。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ただいま説明いただきまして、審議会からの答申内容ということなので、全会一致ということで結構なことでありますが、それでまず、審議委員の名簿、名前とそれから議論を踏まえてというふうなお話がありましたので、主な議論の意見の内容をお知らせ願いたい。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、特別職給料等審議会の委員の皆さんについてご紹介をさせていただきますが、構成につきましては、宮城亘理農業協同組合代表理事組合長岩佐國男さんでございます。そして、宮城県漁業協同組合山元支所運営委員会委員長大和郁郎さん、続きまして七十七銀行山下支店次長栗野泰成様、岩城ダイカスト工業株式会社代表取締役社長鎌田充志様、山元郵便局局長赤坂栄喜様、亘理山元商工会会長丸谷由郎様、山元町区長会会長佐藤壽様、山元町明るい選挙推進協議会会長宮地ふみ子様、山元町社会福祉協議会会長鈴木敏勝様、そして、住民代表としまして、山元町にお住まいの清野由美子様は委員としてご参画をいただいております。

次に、審議会の主な議論の内容についてというお尋ねでございますけれども、特定の委員さんのお名前は割愛をさせていただきますけれども、結果的に3年間の据え置きではあるが、政策的取り組みである自主削減額、独自削減額でございますね。こうしたことについては、本来別とは考えるが、実質的に削減額が大きく、経過措置は妥当だというふうな、妥当と考えるというご意見を頂戴しました。

そしてまた、今後人事院勧告がなされた場合どうなるんだと。諮問の削減率の考え方についてもどうなんだというふうなことのご意見を賜ったと。

さらには、委員の方から今回町長、副町長の給料の引き下げということですが、議会議員の皆さんの報酬についてはどうなんだというふうなことのお尋ねを頂戴した。こういうふうなこと等のご意見等頂戴しながら、最終的には経過及び動向について説明いただいた、その内容については了解したというふうなことでございます。

こうしたことで、その内容を反映した条例改正というふうな運びとなった次第でございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。十分理解はできましたが、あえてお伺いをいたします。

今出た人勧どうするんだという、出た場合、人事院勧告、そのとき質問受けてあなた答弁したんでしょう。そういうようなこと、あるいは議員のことについてはどうなんだと。それも答弁したんでしょう。その答弁内容を教えてもらいたい。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。私の答弁内容についてというふうなお尋ねでございますが、委員会開催するに当たりまして、人事院勧告の性格、性質、答申の趣旨、こういった部分の経緯、経過、内容の説明、こういったことを冒頭申し上げまして、議論に入ったところでございます。

それで、ただいまご説明させていただいたような質疑を頂戴したわけでございますが、これにつきましては、今後の人事院勧告がなされた場合はどうだというふうなことについてでございますけれども、たしか7年ぶりの人事院勧告の改正と、給料表の改正とい

うふうなことも脳裏をよぎったものですから、現段階において今後の経済動向、これによる民間給与格差、こういった部分との兼ね合いもあるというふうなことで、それはその段階でないとなかなか申し上げにくいというふうなことのお話をさせていただきました。

さらには、冒頭経緯、経過を説明したところではございますけれども、削減率の考え方というふうなことを改めて質問を頂戴したところであり、その際におきましては、国の給料の削減率というふうな部分、これをベースにする中で、当然格付される級号、何級何号俸、これに対する分布の偏在性、こういったものもございますので、国では基本としては2パーセントでございますが、山元町でも考え方はその考え方でやるが、結果としてこれは多少相違することもあり得ますねというふうなことのお話などさせていただきました、その削減率についての考え方についてもご理解を賜ったと。

そして次に、特別職の部分に言及した際に、この特別職の考え方についても基本的には一般職の給料改正の考え方に準拠するというので、本町における実績値としての1.81パーセント、これをベースに計算をし、結果、1,000円単位以下の端数整理をする中で、先ほどご説明申し上げましたように、町長、副町長、教育長のそれぞれの削減額の削減率に至った旨ご説明申し上げ、ご納得をいただいたというふうなことでございます。

こういったこと、並びに互理町の動向なども若干披瀝しながら、ご審議を賜ったというふうな次第でございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。もう一つ、議員の分はどういうふうなお答えをなさっているんですかと聞いている。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。議員の部分につきましては、12月に期末手当の引き上げの部分の引き上げについて、その当時の現下の状況、情勢判断の中で引き上げというふうな部分については至らずと。そして、そういうふうなことの中で、給料表を引き下げというふうな部分については、なかなか判断としては難しいものがございますねというふうなことを趣旨とするような説明をさせていただいたというふうな次第でございます。

（「はい、了解」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第13号山元町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号山元町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第6．議案第15号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第15号山元町行政手続条例の一部を改正する条例について、お手元の配布資料ナンバー12に基づきご説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月13日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、新たに法で規定された行政指導する際の許認可等の権限の根拠の明示等につきまして条例におきましても新たに規定する必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

なお、ここの部分については補足の説明とさせていただきますが、条例改正による期待される効果というふうなことについて触れさせていただきますが、参考までに、行政手続法改正の趣旨というふうな部分を箱くくりで掲載しております。ここの部分と重複をいたしますが、読み上げさせていただきます。

法令に違反する事実の是正のための処分、または行政指導を求めることができる処分等の求めの手続、法律の要件に適合しない行政指導の中止等の求めの手続を新設することにより、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、町民の権利、利益の保護に資するという趣旨で法改正がなされ、この趣旨を同様に本条例においても期待するものというふうな次第でございます。

次に、1番目の改正内容でございます。1点目は、行政指導の方式に関する規定の追加ということで、新旧対象表等ご覧になっていただくとわかりますけれども、第33条第2項として追加するものでございます。これをご説明申し上げますけれども、この関係につきましては、行政指導に携わる者にとっては、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、相手方に対してその権限を行使得る法令、根拠を示さなければならないというふうな趣旨でございます。

そして、2点目でございますが、行政指導、中止等の求めに関する規定の追加、これは第34条の2項でございますが、このことにつきましても法令違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が法律、または条例に規定する要件に適合しないと思慮するとき、町の機関に対しその旨を申し出て、行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができるとするものであり、この申し出を受けた町の機関におきましては、必要な調査を行い、当該行政指導の法律または条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、行政指導の中止、その他必要な措置をとらなければならないとするものでございます。

なお、この関係での条例改正前と改正後の事務手続の変化につきましては、下のフロー図のとおりでございます。

現行におきましては、町から事業者等に直接行政指導というふうなことでございましたが、改正後におきましては、これが法令違反等があるというふう資料されるときは事業者側から町に対してその是正を求めたり、中止を求めるというふうなことの行為をとることができるというふうに改正となるものでございます。

そして、次のページをご覧くださいになっていただきたいと存じますが、3点目につきましては、処分等の求めに関する規定の追加、これは第3事業の3項の関係でございます。この部分につきまして説明をさせていただきますけれども、何人も法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分、または行政指導がされていないと思料するときは、当該処分または行政指導する権限を有する町の機関に対しその旨を申し出て、当該処分または行政指導することを求めることができるものであり、この結果、申し出を受けた町の機関におきましては、必要な調査を行い、調査結果に基づき必要があると認めるときは当該処分、または行政指導しなければならないとするものでございます。

この処分等の求めに関する規定の追加による事務手続の変化につきましては、このフロー図記載のとおりでございます。従前におきましては、町から事業者等に対して法令違反行為があった場合には聴聞であったり、弁明の機会を設けるという手続であったものが、改正後におきましては、今度は図を対比してもらえるとわかりますとおり、町民等の部分が新たにこの関係部分に挿入されてまいります。町や事業者等の当事者間だけでなく、第三者である町民等がこの法令違反等の事実を発見した場合においては、その是正等を求めるための意見を町側に対してもできるようになるというふうなことが手続上の大きな変化というふうなことでございます。

最後に、附則の関係でございますが、附則における山元町町税条例の一部改正、これは附則の第2項に規定してございますが、この山元町行政手続条例の一部改正によりまして、山元町町税条例が、引用されている部分がございますので、これが本条例改正によって、引用部分に項ずれが生ずるというふうなことから、これを是正するための町税条例の一部を改正するものとなります。

最後になります。本改正条例の施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。

どうかご可決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます、ご説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第15号山元町行政手続条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第36号から日程第12. 議案第41号までの6件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。議案第36号について、企画財政課長後藤正樹君。

企画財政課長（後藤正樹君） はい、議長。それでは、黄緑色の表紙の平成27年度一般会計予算書、こちらのほうをお開きいただければと思います。1枚おめくりいただければと思います。

議案第36号平成27年度山元町一般会計予算でございます。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額は302億8,393万7,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は第1表によります。

続いて、第2条でございます。自治法の規定によりまして、債務負担行為を設定する事項、期間及び限度額につきまして、第2表のとおりでございます。

第3条でございます。こちらも自治法の規定によりまして、地方債の起債の目的、限度額、方法、利率等々につきまして、第3表によるものでございます。

第4条でございます。自治法の規定によります一時借入金の借り入れの最高額、こちらを30億円と定めるものでございます。

第5条でございます。こちらも自治法の規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりというふうに定めてございます。読み上げます。各項に計上した給料、職員手当及びに係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

以上が議案第36号の概要でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）議案第37号、議案第38号及び議案第39号について、保健福祉課長渡邊隆弘君。

保健福祉課長（渡邊隆弘君） はい、議長。それでは、黄色い表紙になります。平成27年度山元町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

表紙のほう、1ページおめくりいただければと思います。

議案第37号、平成27年度山元町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

まず、第1条になります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6,389万7,000円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を第1表 歳入歳出予算のように定めるものでございます。

第2条につきましては、債務負担行為でございます。

自治法の規定により、債務負担行為をすることのできる事項、期間、限度額を第2表債務負担行為のように定めるものでございます。

第3条は、一時借入金でございます。地方自治法の規定によりまして、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

第4条は、予算の流用になります。こちらも地方自治法の規定によりまして、歳出予算の各項の経費を金額を要することのできることにいたしまして、第1号保険給付費の額の項に計上した予算額に過不足を生じた場合は、同一款内で各項間の流用を行うものでございます。

以上が議案第37号になります。

続きまして、ねずみ色の表紙、灰色の表紙になります。こちらのほう、平成27年度後期高齢者医療特別会計予算書1ページをお開きいただければと思います。

議案第38号、平成27年度山元町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条になります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億6,582万2,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるように定めるものでございます。

こちらが議案第38号になります。

続きまして、ピンク色の表紙のほう、平成27年度介護保険事業特別会計予算、こちらのほうの表紙のほうをページ、1ページおめくりください。

議案第39号、平成27年度山元町介護保険事業特別会計予算でございます。第1条です。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,602万7,000円と定めるものです。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を第1表 歳入歳出予算のように定めるものでございます。

第2条は流用の関係になります。地方自治法の規定により、歳出予算の各項のページの金額を流用することができる場合といたしまして、第1号保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における流用につきましては、同一款内で各項の間の流用をするものでございます。

以上が議案第39号になります。

議案第37号、38号、39号についてご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（阿部 均君）議案第40号、議案第41号について、上下水道事業所長荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。それでは、議案第40号、平成27年度山元町水道事業会計予算についてご説明いたします。

初めに、1ページをお開き願います。第1条については、総則でございます。第2条業務の予定量で、記載のとおりでございます。

第3条収益的収入及び支出について申し上げます。収入第1款水道事業収益6億32万6,000円であります。

支出第1款水道事業費5億8,640万2,000円であります。

なお、営業運転資金に充てるため、震災減収対策企業債などを借り入れを行います。

次に、第4条資本的収入及び支出について申し上げます。

収入第1款資本的収入2億5,927万2,000円であります。

支出第1款資本的支出3億9,901万6,000円あります。

ここで収入が支出に対して不足する資金につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び企業債などで補填するものであります。

次に、2ページをお開き願います。

第5条企業債で目的、限度額、起債の方法、利率などは記載のとおりでございます。

第6条一時借入金の限度額を10億円と定めるものでございます。第7条予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるものであります。第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

第9条他会計からの繰入金を定めるものでございます。

第10条棚卸資産購入限度額を2,000万円と定めるものでございます。

次に、水色の用紙でございますが、議案第41号、平成27年度山元町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

初めに、1ページをお開き願います。第1条につきましては、総則でございます。第2条業務の予定量で、記載のとおりであります。第3条収益的収入及び支出について申し上げます。

収入第1款下水道事業収益13億1,635万2,000円あります。支出第1款下水道事業費11億7,688万6,000円あります。

なお、営業運転資金に充てるため、震災減収企業債等の借り入れを行います。

次に、第4条資本的収入及び支出について申し上げます。収入第1款資本的収入3億4,883万6,000円あります。支出第1款資本的支出6億3,894万9,000円あります。

ここで、収入が支出に対して不足する資金につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び企業債で補填するものであります。

次に、2ページをお開き願います。

第5条債務負担行為で、期限及び限度額を記載のとおり定めるものでございます。

第6条企業債で、目的、限度額、起債の方法、利率及び償還は記載のとおりでございます。

第7条一時借入金の限度額を20億円と定めるものであります。第8条予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるものであります。第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

第10条他会計からの繰入金を定めるものであります。第1条棚卸資産購入限度額を100万円と定めるものであります。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

この際、暫時休憩といたします。再開は11時5分といたします。

午前10時52分 休 憩

午前11時05分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）これから平成27年度予算編成方針並びに議案第36号から議案第41号までの6件に関する総括質疑を行います。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質疑は論点を整理して議題外にならないように、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

2番岩佐哲也君の質疑を許します。岩佐哲也君、登壇願います。

2番（岩佐哲也君）それでは、平成27年度の当初予算案に係りの総括質問をいたします。

各自治体とも平成27年度一般会計予算が出そろったということで、3月6日の日本経済新聞社の記事になっておりましたが、各自治体の主なものだろうと思いますが、分析したところ、平成27年度は地方創生関係の影響もありまして、比較的多くの自治体が過去最高の計画を予算案を提出しているという記事が載っておりました。我が町も一般会計予算302億円ということで、一般会計の歳出予算、まさに歳出予算302億円ということで、通常の6倍、ただし震災復興関係が248億円ということも含めまして大きな金額になっておりますが、その中で、もちろん震災前から人口減少という問題に関して発生しています。そして、震災で加速したということで、地方創生の最大のポイントは地方の疲弊、地方の人口減少による財政難、そういったものをいかに解決するかという観点からの出ている政策であろうと思います。

したがって、我が町でも地方創生に関する、人口減少に関する地方創生の関連予算というものを前から組んでおられたようでございます。もちろん、平成26年度の補正予算でも大分入っておりますが、それプラス今度の平成27年度の予算の中に一般会計の中にどの程度新たに加わっているのか、その辺の金額と伺いますか、考え方について質問をさせていただきます。

1点目としましては、地方創生の総額は平成27年度の予算の中でどのくらい組んでいるのか。もし組んでいけばその辺をもう少し具体的には各課でお尋ねしますが、代表的な重要な項目2、3点でこれぐらいということも教えていただければ。

あるいは、震災ということもありまして、人手が足りないということも常々町長おっしゃっています。そういったこともあって、案はあったんだけど、この予算には組み込まなかったという部分、いわゆる6月の補正あたりで組んでおこうかという部分もあるいはいろいろあるかということも含めて、3番目、そういったことの質問で、今後補正等で追加する具体的な予定なんかあれば、考え方をお尋ね、教えていただければということで、3番目の質問。

4番目は、その中でも地方創生というのは、各地方自治体間の競争であります。そういったことで、オリジナリティーのあるもの、もちろん町で出すものは全部町独自のものですよということになればオリジナルなんです、それプラス他市町村と比較ということをよく言われますし、他市町村との比較して、特にこれに力を入れました。あるいはこれは他者にはない計画ですよというものが入っている、あるいはこれから入れようとしていることがあれば、その辺についても4番目として、そういう意味のオリジナリティー、独自のものは何なのか。あればということで、この予算案に含まれているかどうか含めて、その辺についての質問ということにさせていただきます。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐哲也議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、地方創生関連予算についての1点目、地方創生関連の総予算額及び2点目

の地方創生関連予算の各項目と、その予算額についてですが、地方創生関連の予算措置については、国の平成26年度補正予算での取り組みとなりますことから、本町においても平成26年度の補正予算として措置し、平成27年度に当初予算と連動させ、継続して取り組むこととしております。

地方創生関連事業の総予算額でございますけれども、8,238万6,000円を計上してございます。主な内訳といたしましては、地域消費喚起生活支援型というようなことで、地域消費の喚起を図るというようなことで、3割増しのプレミアム商品券発行事業に3,578万2,000円でございます。それから、(仮称)山元町地方創生総合戦略策定事業、いわゆる計画策定の関係でございますけれども、ここに900万円、それから、特産品の認定制度を構築する山元町ブランド推進事業に2,181万9,000円となっております。

次に3点目、今年度に補正等で追加する予定についてですが、基本的には平成26年度補正予算で措置する事業を着実に実施することが重要と考えております。

その一方で、平成27年度における国からの地方創生関連の予算配分については、追加交付なども検討されておりますことから、本町におきましても国や県の動きと連動し、必要に応じ追加補正対応等に速やかに取り組んでまいりたいと考えております。

次に4点目、本町独自のオリジナルの計画でございますが、今回取り組む事業については、本町の実情に合わせ実施を検討していた事業等の中から、国が地方創生関連補助金として示した地域住民生活等緊急支援のための交付金の趣旨やメニュー例を踏まえ、限られた時間制約の中ではございましたけれども、地方の消費喚起や雇用の確保、子育て支援といった観点から、財政的支援を受けられる見込みのある事業を措置したものであります。

今後地方創生の総合戦略を策定する中で議会を初め、各方面からのご意見を踏まえながら、知恵を出し合い、本町の特性や実情を反映したより一層特色のある事業について検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

2番(岩佐哲也君)はい。

ただいまのご説明ですと平成26年度の補正予算で組んだということで、前回の説明では地方創生の先行として組みましたということで、時間もないからでしょうけれども、補正で当初対応するというので、今後は今の説明だと追加補正で速やかに検討していくということですが、他市町村ではかなり今年度の当初の予算からいろいろ組んできておられるようでございます。そういうことで、補正で取り組んでいくということですので、この件については、1点、2点につきましては、了解しました。

3点、4点ということになりますが、よそでは国の制度として地方創生コンシェルジュ制度ということをして、各地方自治体に弁護士ではありませんが積極的に相談していこうという制度があって、そういったものを活用しているようです。

そして、去年の12月締め切りで、地方創生コンシェルジュの事業コンテストがあって、96件ぐらいありましたけれども、そういったものも活用し、オリジナリティーのあるものを出してきているという事例が大分今評判になって、そういったことで、最後に地方創生の総合戦略策定する中で、議会初め各方面からの意見を踏まえながら、知恵を出しながらやっていきますよということですが、具体的にそういったことも活用しながら、補正、その他で充実していくというお考えがあるのかどうか、ちょっと参考まで

にお尋ねしたいと思います。今後の補正に組みまして、かかりまして。

町 長（齋藤俊夫君）はい。

これからのさらなる我が町の取り組みと、特別のオリジナリティーも含めてというふうなお尋ねでございますけれども、ご案内のとおり、山元町震災復興事業に相当のエネルギーを割かれているというふうな状況もございます、先ほど申しましたように、なかなか時間制約の中で十分な形になっていない側面もあろうかなというふうに思っております。

いずれにしましても、議員ご指摘のとおり、やはりこれは自治体間競争の中でそれぞれのやはり知恵、工夫が問われる大事な場面でございますので、そういうところを基本にしてこれから策定を進めてまいります、この総合戦略、いわゆる計画策定のこれを策定する過程の中でご指摘のような先進先行事例なども十分研究をし、また、町内の皆様方ともいろいろと意見交換をしながら、よりよい、あるいは特色のある中身に精査をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

2 番（岩佐哲也君）はい。3月6日の朝日新聞に載っていました。朝日新聞が全国のアンケートを被災者自治体の首長のアンケートということで、その中に各県から3人ずつ自治体の長の記事が載っていました。宮城県は、石巻、気仙沼、山元町の齋藤町長。その中で、町長は今言われたような、本来ならば600人体制でやらなきゃならない事業だと。それを300人でやっているんだと。今さら東京オリンピックどころじゃないんだよと。もっと地元、被災した自治体を援助してほしいということを声高らかにアンケート結果を返上されてやったと。職員の皆さん大変だと思いますが、今町長が言われたような補正で極力他者に負けないような、他市町村に負けないような自治体、山元町オリジナルのものを出しながらやっていくということでございます。

職員の方も大変だと思いますが、ひとつ山元町のため、町民のため、今後ともよろしく地方創生関連の予算をしっかりと政策を立てていただきたいということで、私の質問を終わります。

議 長（阿部 均君）2番岩佐哲也君の質疑を終わります。

議 長（阿部 均君）12番佐山富崇君の質疑を許します。佐山富崇君、登壇願います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。平成27年度の予算に対しまして総括質疑をさせていただきます。

先日河北新報に定住促進事業、さらには医療費の助成ということについて今度の当初予算で仙南でも最も充実した内容になっているのではないかと、町当局は胸を張っていると、こういうふうな記事がありました。大変結構なことでもあります。

それで、お伺いするのは、定住促進事業と、これが1点目ですが、2点目は医療助成事業、その2点目なんです、近隣市町の自治体、つまり主に角田市、亶理町を含めた仙南地方といいますか、の類似事業を取り上げていただきまして、比較検討していただくと。それで、詳細に説明をいただきまして、県南部で一番充実している証左を示していただきたいものであるということが総括質疑になります。

2点でございます。よろしく願います。

議 長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。佐山富崇議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、定住促進事業についてですが、近隣自治体においても深刻な人口減少や少子高齢化を踏まえ、本町同様に人口流出の抑止や転入者の呼び込みに取り組んでいるところであります。

近隣自治体の類似事業といたしましては、角田市では新築及び中古住宅取得補助金の制度があり、新築住宅取得補助金で最大150万円、中古住宅取得補助金で最大50万円の補助金額となっております。

なお、近隣自治体の亙理町においては類似事業は実施しておりません。

県内では4市6町で類似事業を実施しております。中でも丸森町が最も充実した内容と認識しておりまして、その内容については新築住宅の取得補助金で最大280万円、中古住宅取得補助金で最大100万円、民間賃貸家賃助成金で入居時に補助金10万円、円、家賃月上限1万円を最長2年間、さらに住宅リフォーム補助金で最大36万円等々となっております。

本町といたしましては、こうした近隣自治体の状況を踏まえ、今回新築住宅補助金を最大300万円に、中古住宅取得補助金を最大100万円に、民間賃貸家賃助成金を家賃月上限2万円とし、最長3年間の支援、さらに、住宅リフォーム支援金を最大60万円に拡大することとしております。

このことから、県南部はもとより、県内で最も充実した内容となるのではないかと考えており、本町の人口減少問題に歯どめをかけ、地域の活性化が図られるよう努めてまいります。

次に、大綱第2、医療費助成についてですが、子育て世代が子育てのしやすさを実感できる施策として、子ども医療費助成の対象年齢拡大を公約にも掲げたところであり、昨年の議会定例会において新年度当初予算編成までには一定の方向性を示すというふうにしておったところでございますが、今回各近隣市町の動向も踏まえ、検討を重ねた結果、通院に係る対象年齢を中学校修了までに拡大するとともに、所得制限については児童手当の水準に緩和することとし、拡充に要する所要額を新年度当初予算として本議会定例会に提案しているところであります。

県南部4市9町における現時点で把握している新年度からの取り組み状況を申し上げますと、七ヶ宿町、丸森町、大河原町が新年度に向けて助成対象を18歳まで拡大する意向を示しており、通院については小学校修了までとしている名取市を除くと、そのほかいずれの自治体も通院、入院ともに中学校修了までの水準になるものと認識しております。

この中学校修了レベルの水準の自治体においても所得制限に応じて制度に差がございます。所得制限の緩和レベルの高いところから申し上げますと、制限を設けていないのは蔵王町で、児童手当の水準で所得制限を設けているのが本町とお隣、亙理町であります。角田市、白石市、柴田町、村田町、川崎町については県の基準でございます乳幼児医療費助成の水準で所得制限を設けております。

町といたしましては、子育て支援対策は最重要課題であることを踏まえ、医療費助成にとどまらず、今後についてもトータルとして子育て支援の充実が図られるよう努めてまいります。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ただいまの説明ありがとうございました。説明をいただいた範囲では全く胸を張れる内容だということに私も意を強くしたところでございますが、他

町の類似事業も新年度に向けての事業ということをきちんと確認した上での比較かどうかだけ確認まで。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

ある程度の部分については、新年度のよその町の部分も確認できた部分もございますが、それ以外の確認できない部分もございます。確認した時点では、今のところこのような状況になっているというふうなことでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。わかりました。大体は確認したんですけども、確認できないものも漏れているかもしれないと、こういうお答えかと受けとめました。やむを得ないことだと思います。

それで、まず医療費から言いますと、かなり我が町では残念ながら児童手当の水準で所得制限を設けている、こういう説明をいただきました。何とかこの補正でこれを取り払うようなことはいかないものか、町長のお考えを。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。医療費助成の所得制限のあり方というふうなことでございますけれども、先ほどお答えいたしましたように、この子育て支援対策を最重要課題であるというふうなことを踏まえれば、議員ご指摘の部分も十分検討に値する側面かなというふうな思うところでございますけれども、今までの我が町の医療費助成に取り組んできた対象範囲、これの関係もございまして、一般質問でもお答えさせていただきましたとおり、子育て支援をトータルで今後拡充をしてみたいというふうな、そういう一端もございまして、今回につきましては、まずは県内の各市町とまずは一定の足並みをそろえると、そういう中で一定の所得制限についても可能な限り緩和する方向で予算を提案させていただいているというふうな状況がございまして、今後に向けての検討課題というふうにさせていただければというふうに考えるところでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。今回については足並みをそろえるということで、今後は前向きに所得制限を外していくと、こういうふうに理解をいたしまして、この件は理解をいたしました。了解をいたします。

それで、次に、前の1点目の定住促進事業であります。これはこういうことなんですよね。ただし書きがついておまして、指定区域としてはというただし書きと、それから被災者生活支援、再建地域の指定を受けた世帯を除くと、こういうことでございまして。この被災者生活再建支援金の支給を受けて他町に引っ越していったと。これはもろもろの事情があって他町の定住促進事業の恩恵も受けているんだろうと私は思うんですよね。本来であれば、山元町に残りたかったと。あるいは仮設住宅にいたかったという方も年寄りがいる。どうしようもない。あるいは医者にかかっているから、仮設ではちょっと難しいというようなことで、他町に行かなかったと。しかし、本来であれば、山元町に戻りたいんだがなという人はいっぱいいると思うんです。そういう方に枠を緩めるといえるのか、戻ってくることは大変すばらしいし、山元町に思い入れがあるから今まで山元町にいたんですから、そういう方こそ戻りやすい、山元町に来やすいのではないかと思いますので、そのただし書きの分の生活再建支援金の支給を受けた者でも準用するなり、大幅に、このまま認められても大いにその幅を緩めるなりのことをお考えできないかどうかをお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。定住促進事業の対象範囲を少し拡大するような方向でというふうなことでございますが、今回の改正の趣旨につきましては、新婚、子育て世帯というふうな

ものに着眼をしておりますし、しかし一方では人口減少あるいはUターン、Iターン、Jターンといろいろこれからも施策の拡充をしていかなくちやならない側面がございますので、もう少し定住促進事業の中身を、例えば新婚、子育てというふうな側面だけにこだわらない形の施策の構築というふうなことに一定のやっぱり研究をして、人口の減少抑制に務めたい、あるいは議員ご指摘のとおり、いろいろな諸事情で一度はこの住みなれた町を離れたというふうな方々、この辺の方々の思いをどういう形で受けとめたいのか、その辺の関係についても十分意を用いた拡充の検討を進めてまいりたいというふうに考えます。

12番（佐山富崇君）はい。今の答弁、大変よろしゅうございます。

規約は規約、後は運用だと思うんですね。一番は。運用に厳しくしたのでは何ぼ規定あんばいよくなってもこの恩恵にあずかることが難しく私はなってくると思うので、運用を十分考えて運用していただきたいというのが1つと、それから、この定住促進事業あるいは医療費補助につきましては、他町と足並みをそろえていたのでは何の意味もないと。大変苦しい予算の編成上、あるいは財政上苦しいところだと思いますし、私もよくその辺はよくわかりますが、他市町に先んじなければ意味がないのではないかということをおもいますので、改めて町長のお考えをお伺いしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい。制度の基本的な理解につきましては、議員ご指摘のとおり、やはり山元町の置かれた状況を考えますと、やはり地域間の競争に打ち勝つような、そういういい意味での格差、差別化というものを一定程度そこには設けていかないと、せっかくの施策の効果が発現ができにくいことにもなるというふうには私も同じ思いでございます。ご心配いただいた町全体としての予算の執行配分の考え方もいろいろとあるわけでございますけれども、極力やっぱりいい意味での差別化が図られるような、そういう制度の拡充に向けてさらなる議論を検討を深めてまいりたいというふうに思います。（「了解とします」の声あり）

議長（阿部 均君）12番佐山富崇君の質疑を終わります。

議長（阿部 均君）13番後藤正幸君の質疑を許します。後藤正幸君、登壇願います。

13番（後藤正幸君）はい、議長。それでは、総括質疑の通告書により質疑を行います。

平成27年度一般会計当初予算は、約300億円超となり、平成25年度の560億円、平成24年度の397億円に次ぐ過去3番目のボリュームになりました。

予算上は山元町震災復興計画に掲げる再生期の3年目として、被災者への支援を初めとした復興再生の加速化を最優先とする、また町長選挙公約に掲げた施策を重点的に予算化して提案しておりますが、平成25年度の決算審査特別委員会の審査報告書で特に留意すべき意見として報告された次の2点について予算上どのように改善したかを伺います。

その第1点目ですが、津波被災住宅再建支援制度の制度設計と運用をどのように検討、改善したか。

また、2点目といたしまして、基金残高の推移を見ながら、国民健康保険税、介護保険料の引き下げをどのように検討、改善したか。以上2点を伺います。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。後藤正幸議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、決算時の意見についての1点目、津波被災住宅再建支援制度の制度設計と運用についてですが、今回これまでの支払い実績から復興基金交付金の再試算をおこなったところ、支援策の拡充が一定程度可能であることがわかりましたので、先月の東日本大震災災害対策調査特別委員会でご説明しましたとおり、新市街地の分譲宅地の購入や災害公営住宅の入居を後押しできるように、土地購入、住宅建築への補助と災害復公営住宅に入居される方を対象とした生活支度金の補助を先行して実施することにしたところでございます。

具体的には新市街地に移転する場合の土地購入、住宅建築への補助についてこれまでの200万円から400万円に拡充するとともに、町内に単独移転する場合の土地購入、住宅建築への補助について、これまでの50万円から150万円に拡充することとしております。

また、生活支度金の補助については、間取りに応じて補助を行うこととしており、2DKの場合は15万円、2LDKの場合は20万円、3LDKの場合は30万円をそれぞれ補助することとしております。

なお、昨年の決算審査特別委員会でお話のありました第2種、第3種災害危険区域等における住宅かさ上げ費用の補助の見直しや、それ以外の第1種、第2種災害危険区域で現地再建した世帯への補助、丘通りの世帯で新市街地に移転される世帯への補助、被災した住居を解体することができなかつた世帯への解体費用の補助などについても引き続き前向きに検討し、早目にお示しをしまいたいと考えております。

次に2点目、基金残高の推移を踏まえた国民健康保険税、介護保険料の引き下げについてですが、国民健康保険事業の基金は、昨年度から医療費増加に伴う国の財政支援策などが講じられたことにより、基金残高は増加に転じ、平成26年度末で4億3,000万円余となる見込みでおります。

こうした状況を踏まえ、国民健康保険税につきましては、さきの12月議会定例会で申し上げたとおり、平成27年度から税率を引き下げる方向で検討してきたところではありますが、震災による医療費増加に伴う国の交付金の算定式が今年、ことし1月下旬に変更されたことなどに伴い、今議会での提案は困難となりましたことから、次の6月議会定例会に提案してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

一方、介護保険事業の基金は、第5期介護保険事業計画において平成26年度末で8,300万円と計画しておりましたが、今年度から一部負担金免除を実施したことなどにより、計画値より600万円下回り、7,700万円余となると見込んでおります。

新年度からの第6期介護保険事業計画の介護保険料につきましては、制度改正により第1号被保険者の保険料負担割合が給付費の21パーセントから22パーセントに引き上げられたことや、高齢化による被保険者数の増加に伴う給付費の増などを踏まえ、第6期計画期間内で基金3,000万円を投入することにより、保険料引き上げの抑制を図った上で第1号被保険者の基準月額保険料を4,250円から4,800円に回答すべき旨の答申を介護保険運営委員会から受けたところであります。

町としましては、この答申を踏まえ、次期7期計画、平成30年度からの計画でございますが、ここにおける基金もこの充当も念頭に置いてですね、今回の改定に至ったものでありますので、ご理解を賜りたく存じます。以上でございます。

13番（後藤正幸君）はい。ただいまの回答について、再質問をさせていただきます。

最初に、第1点目の津波被災住宅再建支援制度の制度設計、運用についてをご質問いたします。

基金の交付金の再試算を行ったところ、支援の拡充が十分可能だということに基金に余裕があるということで見直したということは十分わかりました。

それで、見直した部分は具体的に説明を受けたのでよろしゅうございますが、後半回答いただきました決算特別委員会でのお話、それから、先日行われました一般質問等で議題になっておりました第2種、第3種、または第1種の補助の見直し等、これらについては前向きに検討してまいりたいと返事されているんですが、これは前向きの検討はいいんですが、もう少し具体的に、見えるように、2年後とか3年後なんて言われたのではだめなので、次の議会とか年度内にするとかという見通しだけで結構です。お聞かせください。

町長（齋藤俊夫君）はい。ただいまの質問、一般質問の中でも少し出てきたかというふうに思いますが、たしかに同じこの制度運用するからには、タイムリーさが重要だというふうに思いますので、すっかり落ち着いてから改めて支援額を検討するというふうなことじゃなくて、皆さんがお困りになってる、この時点で制度をお示しをして、少しでも住宅再建支援なり、生活再建の一部に活用をしてもらえればと、そういう考えでございますので、まあ新市街地の入居、分譲を後押しするというふうな趣旨も踏まえてのまずは第1弾の拡充策をお示したところでございますが、今後さらなる再募集というふうなことも相当程度考慮しなくちゃいかないかなというふうな思いもございますので、できるだけ新年度早々にも一定の方向性をお示しをして、今後藤議員からお話のありましたように、次の早い議会というと6月議会だというふうなこともございますので、その辺を大きな目標にして、この制度の改正、拡充というふうなことに鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えます。

13番（後藤正幸君）はい。よくわかりました。要するに、被災者が一日も早く安心できるようなお手伝いを町政として早く決定してやってほしいということでもあります。

続いて、2点目になりますが、国民健康保険税の関係をちょっとお伺いします。

国の交付金の算定が1月下旬に改正されたことによって、今まで論じてきたこの改正が今定例会に提案しかねたというようなことで、6月の定例会に出していきたいなというような考え方をここで示していただきましたが、再度確認しますが、6月の定例会ということで間違いございませんね。

町長（齋藤俊夫君）はい。議会開催中ではございますけれども、担当の保健福祉課の担当班のほうで並行して作業を鋭意進めているところでございますので、早く原案を作成をして、所管の委員会等にもご相談を申し上げながら、できるだけ早い機会に成案にして、議会でのご了解をいただけるように、6月議会を念頭に鋭意進めてまいりたいというふうに思います。

13番（後藤正幸君）はい。同じ国民健康保険税で、回答の中に26年度末の基金残高が4億3,000万円余となるということに見込んでおるという回答でございますが、この4億3,000万円というのは、この提案されている予算書から言うと1年間この国民健康保険に加入している方々が1年間に納める保険税以上ですよ。の基金があるということでもあります。

そして、この6月に改正を提案するとは言っておりますが、もし改正しないで、今の

税率でそのまま進みますと、私が試算するんだから間違っているかもしれないですが、27年度は5億9,000ぐらいの、約6億円近い基金残高になります。改正しないでいくとね。このままで。ですから、この基金を十分活用して、私の言いたいのは、その部分だけじゃなくて、平成30年度から県一本でこの国民健康保険とか介護保険が運用される見込み予定になっております。このとき、要するに29年度末にこのような基金残高を残して、その基金を県さ持っていつてしまうなんて言われると頭が痛くなりますんで、その辺の事業運営には十分、十二分に努力していただきたいということですが、決意をお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員から国保の運営主体、これが30年度から都道府県のほうに移行すると、そういう方向性が示されている中で我が町の国保財政の運営をしっかりと適切にやるべきだというふうなお話でございますが、今回のこの国保の新年度予算の編成の中では、保険料の一定の引き下げというふうなことも十分対応してまいりたいというふうに思いますし、先般ご紹介させていただきましたように、この国保の運営の中で脳ドックの検診事業なども比較的負担の少ない形で受診ができるような体制づくり、さらには世帯として国民健康保険をお使いになっていない、大変世帯全体として健康を保持されている立派な世帯もございますので、そういう世帯に対する表彰というふうなことなども念頭にこの運営をしてまいりたいというふうに思います。

いずれ大きな部分での基金の有効活用につきましては、都道府県への運営移管というふうな部分があって、その移管後の保険料がどういうふうな水準になるのかと、まだ一部不透明なところがございますけれども、その辺の動向も十分念頭に入れながら、有効適切な我が町の国保の運営に努めてまいりたいというふうに思います。

13番（後藤正幸君）はい、議長。続いて、介護保険のほうに移りたいと思います。

介護保険のほうで回答から言いますと、高齢化による被保険者が増加していて、収入増が懸念されるというように回答されてはいますが、この人数は入っていないんですが、総論で多くなるというように回答されてはいますが、先日の一般質問等でもありましたが、第6期の介護保険事業計画、今提案されているやつね、これの中身を見ますと、現実よりこの高齢者の人数というのは多く試算しております。ここを多くしますと、年度末にいった事業利益がまた出てくるというようなことで、私たちが議論しているのの繰り返し、繰り返しになるんですよ。

そういうことで、その辺も現実に合うようにちょいちょい見直しながらもとにかく1年の中で見直せという意味じゃなくて、とにかく真剣に、余り事業利益出ないように努力してほしいなということですが、決意を町長。

町長（齋藤俊夫君）はい。介護保険計画の中における被保険者数の捉え、見込みの関係でございますが、たしかにご質疑のとおり、24年から26年度までの3カ年での被保険者の数、これが1万4,131人というふうに見込んでございましたけれども、この次期計画、27年からの3カ年計画、この中では1万4,725人ということで、現在の計画よりも約600人近い増というふうに見込んでございます。

できるだけ安定した保険運営というふうなことを考えた場合に、一定の安全側に配慮したこの被保険者の見込みをここに立てたというふうなことでございますけれども、ここも含めて、この保険運営のより適切な見込み推計というものを次の計画策定に向けてさらに精査できるような、そういう対応に努めてまいりたいというふうに考えてござい

ます。

13番（後藤正幸君）はい、議長。最後の質問にしたいと思います。今は高齢者の人数の点でお話ししましたが、介護保険全体のお話で申し上げますと、今回も国の制度が1号被保険者制度の保険料の負担割合、給付費の21パーセントから22パーセントに改正されたこと、または、高齢化による被保険者等の増加に伴って上がる要素がいっぱいあんだけど、今回の予算書を見ておりますと、基金を使って保険料の引き下げに努力した結果、今提案されているような安い価格に落ち着いたところで提案したというように回答されていますが、要するに保険料の引き上げ要素を基金で十分充当したというような説明がありますが、国保税と同じように、これも今後この基金残高とか事業利益を十分に検討して、かかることのないように努力してほしいということを要望して質問を終わります。

議長（阿部 均君）13番後藤正幸君の質疑を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時15分といたします。

午後0時00分 休 憩

午後1時15分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）6番遠藤龍之君の質疑を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

6番（遠藤龍之君）私は、ただいま提案されております平成27年度一般会計予算について、3件にわたって総括質疑を行います。

1件目は、放射能対策事業についてであります。1点目、山元町除染実施計画に基づき、この間の取り組みと実績について。2点目は、新年度の取り組みと今後についてであります。

2件目の質問は、行政区の再編についてであります。1点目、14年度の取り組み状況と実績はについてであります。2点目は、新年度の取り組みと今後についてであります。

3件目の質問は、町財政についてであります。1点目は、町で示している財政運営状況の考え方についてお伺いいたします。2点目は、地方創生関連予算等は新年度にどう生かされているのかについてお伺いいたします。

以上、3件を私の総括質疑といたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、放射能対策事業についての1点目、山元町除染実施計画に基づく取り組みと実績についてですが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、町では一日も早く住民の皆様の不安を解消するため、放射性物質汚染対象特別措置法に示された追加被曝線量、年間1ミリシーベルト以下を目標に掲げた山元町除染実施計画を平成24年5月に策定し、小中学校を初めとする子どもの生活空間等を最優先に、除染に取り組んでまいりました。

この間の取り組みと実績については、除染対象となっております8行政区内において平成24年度、25年度には小・中学校や児童遊園、運動場の除染を行い、26年度に

は県内でも初の試みとなった通学路除染に取り組むなど、放射線量の低減に努めてきたところでもあります。

その成果としては、除染を実施した全ての公共施設等における平均空間線量が国の除染基準値である毎時0.23マイクロシーベルトを下回る結果を得たものであります。

また、不特定多数が利用する生活センターなどについては、平成25年度に詳細測定を行ったところ、国の基準値を下回っていたため、除染は不要と判断したところでもあります。

次に2点目、新年度の取り組みと今後については、平成27年度には除染実施計画に基づき8行政区内における住宅除染と通学路以外の道路除染に取り組む予定であります。なお、それぞれの詳細測定に係る経費を当初予算に計上しているところではありますが、その測定結果を踏まえ、今後除染作業に伴う経費を補正予算等に計上する予定としております。

特に、住宅除染については、個人敷地内の除染作業となるため、住民の理解と協力を得ることが最も大切であると考えておりますことから、説明会等を開催するなど、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、山元町除染実施計画にある農地、森林、河川等については、平成26年度に実施した町内全域事後モニタリング調査結果等を踏まえながら、今後の方針については環境省や県等と協議し、取り組んでまいります。

次に、大綱第2、行政区の再編についての1点目、14年度の取り組み状況と実績についてですが、今年度の取り組みとしましては、災害公営住宅の入居及び宅地分譲等については、昨年6月30日から募集を開始し、その後入居予定者等が順次決定したことから、こうした方々及び既に災害公営住宅に入居された方々を対象に、自治会組織や行政区に関する意向を集約すべく、懇談会を開催したところでもあります。

懇談会は、昨年11月からことし1月にかけて毎月3地区でそれぞれ計3回、延べ9回開催したところでもあります。

そのうち、自治会組織や行政区に関する意見交換等については、11月と1月の計2回、延べ6回開催をいたしました。

それぞれの懇談会の参加世帯状況を延べで申し上げますと、新山下地区84世帯、新坂元地区59世帯、宮城病院周辺地区は20世帯で、合計で163世帯194名の参加をいただいたところでもあります。

こうした中で、新自治会の考え方に関しての参加者の体制についてですが、新山下地区では2つの自治会組織を設置したほうがよいとの意見が最も多く、約4割、新坂元地区においては町区に統合したほうがよいとする意見が約9割、宮城病院周辺地区については、合戦原区に統合したほうがよいとする意見が約8割となっております。

なお、今年度末までに予定していた新山下地区での新たな自治会の組織化に向けた設立準備会については、懇談会の参加者が少なかったことなどもあり、設立準備会の立ち上げまでには至っておりません。

次に2点目、新年度の取り組みと今後についてですが、ただいま申し上げました懇談会への参加世帯数は延べ163世帯で、昨年12月末現在既に災害公営住宅に入居されている世帯、入居等が決定している世帯及び二次募集に応募のあった世帯の合計602世帯の約27パーセント程度にとどまっておりますことから、新年度においても懇談会

を継続することで、できるだけ多くの方々の参加を得て、自治会あるいは行政区に関する意向等を集約し、よりよいコミュニティ形成に向け、反映させてまいりたいと考えております。

こうした取り組みを通じて、新坂元地区及び宮城病院周辺地区にあつては、統合の方向性を再確認しながら、また、新山下地区にあつては、早い段階で新たな自治会の設立に向けた準備会を立ち上げ、秋ごろまでを目安とする自治会の組織化等に向けた動きを加速化してまいります。

次に、大綱第3、町財政についての1点目、町で示している財政運営状況の考え方についてですが、主な財政指標や財政健全化判断指標は、これまでの着実かつ継続的な行財政改革の取り組みや東日本大震災に関連した国の手厚い財政措置により、現在のところは大きな影響は見られませんが、歳入面において東日本大震災の壊滅的な被害に伴う個人資産等の課税客体の減少や固定資産評価額の下落に加え、JR常磐線の復旧状況による人口流出の影響もあり、自主財源である町税収入は震災前の水準まで回復しないものと見込んでおります。

また、復興再生関連事業の財源は、国の震災復興交付金及び震災復興特別交付税により措置されており、現時点においては財源確保されているという認識ではありますが、新市街地整備事業を初めとする復興再生関連事業については、これまで町が経験したことのない大きな事業規模となっていることから、一部補助対象外経費が発生した場合の財源確保について十分留意することが必要であると認識しているところであります。

引き続き復興再生関連事業に係る経費については、事業費の内示見通しが判明した時点で随時予算の追加補正を提案し、通年予算として一体的に事業進捗を図ってまいります。平成27年度までとされている集中復興期間内で完了が見込めない復興再生関連事業もありますことから、集中復興期間の延長並びに復興予算の従来どおりの枠組による全額国費での特例的な財政支援について、国や他の被災市町と連携し、これまで以上に国へ強く働きかけてまいります。

次に2点目、地方創生関連予算等は、新年度にどう生かされているかについてですが、地方創生関連の予算措置については、国の平成26年度の補正予算での取り組みとなることから、本町においても平成26年度の明許繰越事業として平成27年度に継続して取り組むための予算として措置しているところであります。

一方、平成27年度当初予算編成に当たっては、特に人口減少問題について相当の危機感を持って取り組む必要があるとの認識から、新たに設置した人口減少問題対策本部及び若手・女性職員を中心とした「子育て支援・定住促進プロジェクトチーム」による議論を踏まえつつ、乳幼児医療費助成や定住支援策の充実などを柱とする子育て支援定住促進対策を別途取りまとめたところであります。

新年度における地方創生関連の予算措置の考え方については、平成26年度の補正予算において措置した本町の地方創生への各種取り組みを柱に、新たに取りまとめた子育て支援・定住促進対策を推進し、国や県の地方創生の動きとも連動しながら取り組むこととしております。

なお、平成27年度における国からの地方創生関連の予算配分については、追加交付なども検討されていることから、本町におきましても国や県の動きとも連動し、必要に応じ追加補正対応等により、速やかに取り組んでまいりたいと存じます。以上でござい

ます。

6 番（遠藤龍之君）はい。1 件目の放射能対策事業についてお伺いいたします。

まず、町で示したこの山元町除染実施計画についてなんですが、これの現在の進捗率と内容を含めて、計画に対してどのような結果、実績というふうになっているのかお伺いいたします。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。現在の計画に基づく各除染の進捗状況なんですけれども、この計画にはまず、小中学校の除染作業というふうなことで、平成24から25年度に行うというふうな予定でございますが、これについては予定どおり実施されているというふうなことでございます。

それから、公園とか児童遊園につきましては、同じように、24、25の実施予定というふうになっておりますが、これについては24年度で前倒しで完全に実施したというふうになっております。

そのほか、その他の生活センター等につきましても26年度までの計画というふうなことで予定しておりましたが、失礼いたしました。公共施設等についても24、25というふうな予定で計画をしておりますが、この部分についても測定の結果、必要はないというふうなことの結果というふうなことで、現在のところ28年度までの計画というふうにはなっておりますが、おおむね計画どおりに進んでいるというふうに事務局としては判断しているところでございます。以上です。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。予算の動きではどのような動きになっているのでしょうか。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。これまでの補正の関係の総額といたしますか、取り組み、除染に係る除染の委託料というふうな部分でのご回答とさせていただきたいと思いますが、まず、平成26年度、今年度につきましては、予算総額で一応7,000万円ちょっととなっております。現在のところ、執行率につきましては、2,100万円というふうなことで、残りの約4,000万円を今回の3月の補正で町道、農道の除染作業の分を減額する予定にしております。

それから、平成25年度でいきますと、25年度については総額約6,700万円ぐらいの総額でございますが、執行は約670万円で、25年度の3月補正で約3,300万円ほど減額というふうにしております。

そして、不用額については25年度2,700万円というふうなことで、残額というふうなことで不用額で決算を出しております。

ただ、25年度につきましては、ホットスポット対応というふうなことで、住民の皆様から除染の要望があった際に対応するというふうなことで、約1,000万円ほど毎年となっております。26年度については400万円ですが、そういうふうな中で、予算、執行については当初予算といたしますか、予算額から比べて若干低いといたしますか、不用額とか補正で減額するというふうな経緯経過がここ2年ぐらいあります。以上でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そうした、せっかく必要だということで計画を立てて、それに伴って予算計上し、執行ということかと思うんですが、その辺の流れがこの数値から見ると本当に取り組まれているのかという不安、懸念が町民の間では生まれてきています。

今の数字を見ただけでも実際に使っているものは670万円と26年度の何千万円ということですね、そんな程度で終わっていると。これはちゃんと根拠があつての数値か

と思うんですが、その辺の対策、対応といいますか、それはまだ求めないで、そういうところに町民、ちょっと不安、懸念を抱いているということを指摘しておき、さらに、しかしながら、先ほどの答弁では除染計画、計画どおりにおおむね進んでいるということだったんですが、それでは住宅除染についてはどうなのか。これはもう話されて、出ている話なので、その辺のことについてはちゃんと対応されているかと思うんですが、この住宅除染についてどうなのか。この住宅除染についても24年、25年度から着手という計画になっているんですが、その辺の取り組みについてどうだったのかお伺いいたします。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。住宅除染につきましては、計画ですと24年から28年までというふうな5カ年の中での計画というふうに一応計画では表示されております。

今回住宅除染につきましては、まず子どもの生活空間とか、そういうふうなものを重点にというふうなことでこれまでまず小中学校とか、そういうふうな公共施設等を重点的に行ってきたと。それについて一応25年、24年で終わったものですから、26年度に通学路、そして27年度から一応住宅除染というふうなことで、内部の年次計画というか、そういうふうなものを立てながら今回取り組んできているところです。

そういうふうな中で、27年度の新年度で住宅除染については対応していきたいというふうな予定となっております。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。としますと、当初のこの計画の考え方はどうだったのか。それでさっき進捗率等々というのを聞いていたんですが、その計画を見てみますと、全体として進められていくような項目ごとにですねというような計画内容になっているんですが、その辺の考え方、国から示された考えに沿ったものになっているのか。あるいは町独自の計画として進めてきたものか。この辺、この当初立てられた計画では大体同時並行で進むというような計画の立て方されているんですが、その辺についての当初の計画の考え方についてお伺いいたします。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回のうちのほうで今回の原発事故を受けまして、町の除染計画というふうなものをつくりまして、除染の方針というふうな基本的な考え方とか、期間、目標というふうに計画の中で一応定めております。

そういうふうな中でまず目標としては、1ミリシーベルト以下となることを目標とすると。2点目として、まず子どもが安心して生活できる環境を取り戻すことというふうなことで、学校、公園などを優先的に除染しますというふうなことで、まずは子どもの生活環境の場から重点的に取り除く事業を進めるというふうな中で取り組んできておりますので、一応5年間の計画というふうな中で、今回住宅除染については後回しといたしますか、後年度に持ってきたというふうなことでなっております。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。さきの質問に戻るんですが、25年、26年で結構予算残しているということなんですが、25年、26年度にこの数字を見ると、もしかするとそういう部分も予定に入っていたんだけど、やらないことによって余したのかというような、これは住宅除染も予定に入っていないながら、それを今の考え方によってそれを遅らせた。しかしながら、予算はとってましたよというような受けとめ方でいいのかどうか、確認します。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。まず、25年度なんですけれども、住宅除染に係る予算は計上しておりません。

25年度に一応3月補正で3,300万円ほど減額しておりますけれども、これにつきましては、25年度に公共施設等の生活センターとか、そちらの除染調査した結果、除染は不要になったというふうなことで、一応その予算額として2,500万円が不要になったというふうなことで落としております。

そういうふうな中で、26年度についても住宅除染につく予算というふうなものは措置しておりません。今回27年度が初めて計上したということになっております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうした中で、余り聞きたくない話になるかと思うんですが、あるところで住宅除染を調査したところ、去年の6月時点でまだ全く未実施というのが74自治体の中で2つあったと。そして、その1つはたまたま新地町と山元町というふうな報道がされて、調査結果が報道されているんですが、この表現を見ると、やや驚きのような内容を持った報道になっているんですね。これ、この調査結果を報道した会社の考えといいますか、受けとめということなんでしょうけれども、そういう報道があって、これを見て不安を増大した住民も少なからずいたということなんですが、その辺の背景、取り組みについては、大きな意味で今住宅除染については町の担当者のほうからすれば、今後の対応ですよということなんですが、この辺国で示した除染計画、それに従っての山元町の除染実施計画ということになると思うわけですが、その際に山元町だけが取り残されていったと。この住宅除染については。そのことについていい悪い別にして、町長の受けとめ方はいかがでしょうか。お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。我が町におけるこの除染実施対応の基本的な対応ということでございますが、ご案内のように、汚染状況の重点調査地域に指定を受ける中で、担当室長から申しあげましたように、実施の計画をつくって方針を定めて、町の放射線量の地区単位の測定を継続して行う中で、町の置かれた汚染状況を把握しながら、必要な対応をとってきているというふうなことでございますので、記事に掲載されたような指摘は必ずしも射的を射た指摘にはなっていないんじゃないのかなと。やはりそれぞれの地域での継続的な除染の線量の結果、推移、そしてまた基本方針と照らし合わせて、しっかりとした汚染状況を確認しながら、やっぱりより計画的にこの汚染対策を進めていくべきであろうというふうに考えているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。何か平均的な答弁となっているようですが、こうしたことに報道に示されているように、これはやっぱり驚きを持っての報道ということになるかと思えます。その辺は放射能に対する考え方、受けとめ方というところにかかわってくるかと思えますが、やはり住民、隣まではもう……、隣というか、福島県ではね、その隣の町の新地町までは相当な受けとめ方で対応されているという状況があるわけで、福島県と我が町山元町は宮城県と福島県という大きな違いはありますが、実際中身を見てもう地続きだというような関係にもあるということから、決して新地の被害状況と放射能に対する受けとめ方あるいは影響の受け方というのは、大きな違いがないというふうに一般住民は受けとめております。

そうしたことからすると、やはりまだ風化したような一面、この放射能対策、放射能問題についてはというのがある面は見受けられるかもわかりませんが、やはり行政側としては、少しでもやっぱりこうした不安をなくす努力、工夫というものは強く求められていると思えます。

その辺の考え方の違いがあらわれているのかなということが受けとめられるわけであ

りますが、もう新地では実際に今もうそういう作業をやっているようであります。山元町の方も行って仕事をしているというような話を聞いたんですが、かなり細かい作業をやっているようであります。新地でも、イグネの杉葉とかなんとも取り出して、そこで丹念に調査して、そして必要であればそういった作業をしていると。その新地町でもそういう作業をしているということですので、この対策についてはもっとそういう人たちの思いも受けた対策が必要であろうかと思えます。その辺につきましては、今年度予算に多く措置されているわけですが、詳細を見ると、まだ調査の段階のようなんですが、その辺について改めてお伺いいたします。新年度予算について。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回は、まず住宅除染をする前に、各1軒1軒お邪魔しまして、そこの中でまず事前調査というふうな形で測定を行います。その結果を受けまして、そしてあと住宅除染というふうになりますんで、今回は調査分の予算を計上しておりまして、今後その結果をもとに実際に住宅除染を行う経費について補正予算等で計上する予定というふうになっております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この間の執行状況を見ますと、確かに事実として実際調べてみたらそんな重いものではないとか、大きなものではないというようなことから、その作業は取りやめといいますか、しなくても済むということから、予算上そういった執行がなされてないというふうなこともあるかと思えますが、これはやっぱりまだ住民不安の中にある状況なんで、やっぱり早目の対応というのが必要なのかなと。早目、早目に対応して、あとやる必要がなかったらそれで済むわけですから、そうはいつでもね、やっぱりかすかすのところだったらやっぱり対応はしてほしいなというのが住民の願いではないかとは思いますが、その辺はお任せといいますか、して、この件についてはいろいろやっぱり心配している方もまだおられる。イノシシは相当今食えない状況にあるというのも捕獲した方からお聞きして、結構高い数値が示されているということもありますので、これはぜひその辺を慎重に進めて取り組んでいくべきだということはこの件については伝えておきます。

その前に、確認したかったんですが、除染実施マニュアルというのは実際に作成されているのかどうか伺います。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。一応除染計画のほうはつくっておりますが、マニュアルといいますと、個々の作業のマニュアルか何かになるんでしょうか。（「ここで示されている基準、マニュアル……、この計画案の中で示されている中で載っていたから、たまたま確認」の声あり）

6番（遠藤龍之君）はい、議長。除染計画の中の4ページ、8ページに示されている「除染マニュアルの作成、住民の方々理解と協力が得られ、住民がみずから安全確実に除染に協力いただけるよう、除染の手法について国、県、専門家の指導を受けながら、本町の汚染状況や施設等に合った国の除染関係ガイドラインに沿った山元町除染実施マニュアルを作成します」と示されているんですが、この計画の中で。私、皆さんが出した山元町除染実施計画第2班の中から、これは平成25年3月につくられたものなんですね。そこから見ていたら、こういうものもあるんだというようなことで、今確認した次第でございます。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。ちょっと私その確認をとりたいと思いますので、少々時間をいただければというふうに思います。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後1時55分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。大変失礼いたしました。

この除染実施マニュアルなんですけれども、一応策定に向けて原稿、原案とかはできているわけなんですけれども、まだちょっと県、国とか、除染の実施方法とかについて調整を今行っているといいますか、つくっている途中であったんですが、現在のところまだ完成していないというふうなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。どういうふうにこれを受けとめればいいのかと、非常に頭が混乱してくるんですが、計画があって、マニュアルがあって、そしてそれに基づいて実際執行するというのが普通の流れかと思うんですが、もう除染についてはやっているんですよね。今のお話を聞いても。今まではこのそういったものもなく、ちょっと表現悪いんですけども、ちょっと私も余りいろいろな言葉多くを知らないもので、こんな表現になってしまうんですが、適当にやっていたのかと。そして、そのことによって、本来せっかく予算立てたものが使い切れずに、こういう結果になったのかというふうなことが想定されるわけなんです。というのは、本当に何に基づいて除染してきたのかというのがわからなくなるんですよ。こういうことだと。

ああ、なるほどなというふうなところに思いつくんんですが、この辺の流れについて町長、いかがお思いでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。除染の実施対応につきましては、先ほど室長から申し上げましたとおり、その対象となる実施年度の種類、対象、これについては経常的な放射線量の測定とは別に、具体の測定調査をしながら、確認をしながら次のこの具体の除染に進むという、そういう繰り返しでやってきているというふうなことをお話を申し上げたかというふうに思います。

ですから、必要な予算を確保していても、生活センター等に見られるように、具体の除染まで至らなかったという場合の予算の削減というふうなこともあるというふうなことでご理解をいただければというふうに思います。

初めての経験、対応する除染でございますので、議員ご指摘の部分の必要なマニュアルを早目に策定をして、それに沿って効率的な対応ができればというのが基本ではありますが、一方で具体の除染と並行してというふうな部分あったがゆえにですね、そういうマニュアルの策定が今日までずれ込んでいるというふうな部分があるのかなというふうに思います。

しっかりとしたものを持ってやるにこしたことはございませんけれども、これまでやってきた除染についても一定の手法を確認しながらやってきているというふうに理解しているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。町長のお話を聞いてびっくりするんですが、あとあわせてその質問の答えになっていないと。私はこの計画についてこの除染について後で言ったこと

については疑問が残るということで、なるほどこういう計画と実施、計画に基づく、そしてさらに除染マニュアルに基づく実施作業と、除染作業ということをしてきたということになっていますが、計画どおり、あるいはマニュアルどおりにやられてこなかったんだなど。その結果こういうことが起きたのかなということによって、そのことが起きたのかなというのがこれはあくまでも想定なんですから、そこじゃなくて、この計画に対して、計画、もうこの計画、25年の3月にできている計画なんです。そして、この計画、25年の3月につくった計画の中で、その除染実施マニュアルをつかって、そしてそれに基づいて対応するというふうな流れになっているかと思うんですね。

といいますと、これも重要な町の計画だと思うんですが、町執行というのは、じゃどういう形で執行されるのかという、今度大きな疑問にぶつかっていくんですが、今のような答えだと。町が必ず計画があって、あとそれに実施するために必要な対策、対応があって、したがって、その必要な細かな具体的な取り組み方というものを示すのがこの除染実施マニュアルということだろうかと思うんですが、そして、それに基づいて初めて安全・安心な住民が不安なくすような結果を残すと。そういう作業をやったことによってですね。ところが、これに基づくことで今までやってきていなかったと。

だから、今までやってきたのは何に基づいてやってきたのかということという、またさらなる疑問が生まれてくるわけですが、しかし、実際は計画つくってもそのように、その計画どおりにしていなかったということが今現在なのかなと。

そして、この計画、例えばその中で除染マニュアル、もう2年も経過しているんですよ。2年間で、そうすると実施除染マニュアルというものを同時並行して、さっぱり並行も何もしない。除染と並行してという今の町長の答えなんです。全然並行していないんじゃないですか。10年、100年の単位で見れば、この2年間というのは並行ということでもいいのかなというふうにも受けとめられますが、今その前に言った、やっぱり除染というもの、放射能対策について今住民の方々がいろいろな意味でいろいろな立場から非常に不安の中で生活しているというときに、そういう町執行部の答弁と中身ということでは、非常に今後も不安だということ伝えて、多分この件についてもそれなりの回答というのは返ってこないと思いますので、これは指摘といいますか、求めるということで、この除染作業もっと真剣に取り組んでいただきたいということを求めて、この件については終わります。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。済みませんけれども、何に沿って除染をというふうなことでございますが、今回マニュアルとしては、作成しというふうなことには計画上なっているわけなんですけれども、今回住宅除染を行ったり、道路除染を行うというふうな中で、そのやり方とか手法につきましては、環境省で出しております除染関係ガイドラインというふうな大きなもととなる資料がございますので、その資料に基づきまして、各種除染作業を調査をしたりとか、除染をするというふうなものについては、そのガイドラインに沿った形で国の指針に基づいて行っているというふうなことだけはご理解いただければというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。まさにそういう国の除染関係ガイドラインに沿って山元町除染実施マニュアルを作成しますになっているんだよ。だから、今言っているのは、だったらここで何もこう国の除染関係ガイドラインに沿って取り組みますでいいんじゃないの。ちゃんとここに独立した項目あるということは、今のあなたの説明では十分ではな

いということを指摘して、せっかく説明していただいたんですが、それを指摘しておきます。

これをそのまま読んで理解すれば、そういうふうな考えになります。

ということで、これについては、この部分についてはわかりました。そういう町の対応だということについては確認できました。

次に、2件目の質問に移ります。

2件目につきましては、行政区の再編についてという質問ですが、これについては、私のこの表現の仕方、質疑の表現の仕方も悪かったのかなと反省するところもありますが、意味としては、山元町全体の再編について聞いたつもりだったんですが、回答を見れば、新しく生まれる町の行政区ということの答弁内容となっているようであります。

とりあえずは、その範囲から確認をしたいと思います。先ほどの答弁にありました参加者、何回、3回か開いて、そしてもろもろ意見を出していただき、まとめられた結果が示されているんですが、例えば新山下地区での新たな自治会の組織化に向けた設立準備会については、懇談会の参加者が少なかったことなどもあり、設立準備会の立ち上げまで至っていないというような回答もありましたが、その前に、参加者の体制についての意見といいますか、受けとめ方が示されているんですが、新山下地区については、2つの自治会組織を設置したほうがよいという意見が多かったということと、新坂元地区においては、町区に統合したほうがよいとする意見が多かったというような意見集約ということであったんですが、これらの背景に見られるものも何かというところまでの分析というのはその後なされているのかどうかお伺いいたします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。分析というお尋ねでございますけれども、分析まではいたしておりませんが、参加者のご意見の一例をご紹介します。こういったことがその背景にあるのではなかろうかという部分をご賢察いただければというふうに考える次第でございます。

例えば、新山下地区でございますけれども、規模的な部分については、さきに議会でもご説明させていただく機会もあって、ご紹介申し上げておるところですが、2つの自治会組織がいいとする意見が約4割というふうなことでございますが、これは、適正規模を考えるとちょうどいいバランスだというご意見、こういったことも頂戴しておりますし、また、イベント開催などをやる場合において、全体では余り大きいのではなかろうか、そういったご意見、さらには将来的に年齢構成に差のないような形、災害公営住宅宅地分譲のバランスをとってほしい、こういったもろもろの意見等が新山下地区においては代表される意見というふうなことかと思っています。

そして、新坂元におきましては、新市街地の立地条件を考えると、従来の行政区の中に統合したほうがいい、そしてまた、ここにおきましても高齢化を考えると独立するというよりも従前の行政区の自治会と統合し、お互いに協力し合って自治会を運営したほうがいいということなどございます。

さらに、宮城病院地区におきましてもやっぱりどうしても公営住宅の割合も高く、高齢化が心配だと。単独の自治会では運営が行き詰まってしまうんじゃないか。そういうふうなこと。あと、参加者の割合が比較的少ないということも引き合いに出して、町長から答弁をいただいたところでございますけれども、参加された方の中の意見としましては、入居もしていない現状でそのイメージもつかないというふうなことなど、ご意見

として賜っておると。

したがって、できるだけ新市街地にお住まいになる方々の意向を踏まえ、よりよいコミュニティ形成に向けてのサンプル数としては、現段階ではちょっと物足りないのかなという捉えでございます。

したがって、そういったことなどのご意見等が新市街地にお住まいになる予定の方々の心配の種にもなっているんだなというふうなことで理解をしておるところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そのような分析、検討されている機関というのは、どのように受けとめればいいのか。こういった機関でそのような分析、検討を行っているのかということの質問であります。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。この関係につきましても、プロジェクトチームを立ち上げまして、関係課の班長さんを主体とするプロジェクトチームの中で検討し、そして、懇談会等につきましてもこういった部分を主体的な形で展開してきておるという状況でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。町にはいろいろなプロジェクトチームがあるんですね。なかなか私たちには見えてこないんですが、その前に確認したいんですが、26年度、27年度と措置されている、この行政区再編検討委員会というのはいかなる組織なのかお伺いいたします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。大変失礼いたしました。私の舌足らずでございまして、ただいま遠藤議員ご指摘の部分が正確な組織でございまして、その性質的な部分として、プロジェクト的性格の中での運営というふうなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この辺はどの程度の、どの程度という悪い意味じゃないですよ。でのメンバーの中でこういったメンバーさんいると思うんですが、いろいろなタイプの、こういったメンバーで構成されて、そして少なくとも26年度はどのような取り組みをしてきたのか。活動内容についてお伺いします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。懇談会を数次にわたり開催してきたというところでございますけれども、懇談会の開催目的そのものについては、新たなコミュニティの形成と、そうした取り組みを通じて自治会の組織化、ひいては行政区に対する考え方というふうなものを町のほうで方針を固めてまいりたいという趣旨でもって検討してきたところであり、この懇談会においての意向集約に向けた行政区自治会、これらの適正規模の考え方、こういった部分について現状分析をしながら、町側としての基本的な事項を確認し、そういったものを懇談会の場面におきまして例示的な検討のたたき台としてご提案を申し上げて、検討してきたというところであり、そういった部分の基本的な事項等につきましても検討いただいているということでございます。（「メンバーの構成、構成メンバー」の声あり）

構成メンバーでございますけれども、コミュニティ形成に向けて関係する課の班長さん方ということでございます。

今具体的に手持ちにメンバー構成をちょっと持っていないので、大変恐縮でございますけれども、例えば行政区に関することであれば総務課であったり、あとはそのコミュニティを単位とした中での基本的な生活を営む上で、例えばごみの問題やら、そういった部分では町民生活課とか、被災者支援室とか、関係課の班長さん方というふうなこと

でご理解いただければ幸いです。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。先ほどの行政区再編検討委員会ということについて、それがプロジェクトチームだということで十分理解された上での回答かというふうな思われるわけですが、私はこの名前持ってきたのは、たまたま報酬 7 万 5, 0 0 0 円というのが 2 6 年度にあったから、だからその分、その活動の中身は何なのかということで聞いたつもりだったんですが、今の答弁では、みんな庁内でこの報酬と全く関係ない。

そして、ですから検討委員会ということだから、構成メンバーは報酬払っている方が当然いるんだろうなということで、何人構成で何人のそういう人たちの中でどういう活動をしてきたのかということを知りやすく質問したつもりだったんですが、まさしく行政再編検討委員会という、ちゃんと皆さんがつけられた言葉といたしますか、名前で確認したつもりだったんですが、改めてお伺いいたします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。大変失礼を申し上げます。行政区再編検討委員会の委員構成の関係でございますが、これは内部組織ということでございまして、予算の関連上はただいまの遠藤議員さんのご指摘の部分は、内部職員がゆえに支出はなくて、必要に応じて有識者とかですね、そういった部分での経費が発生した場合というふうなことなど想定していると。

あと、委員構成ですが、先ほどざっくりとしたお話しがなくて大変恐縮でございます。委員構成については、1 1 名ほど予定してございまして、組織順で申し上げますと、総務課におきましては、ただいま申し上げました行政区、集会所の関係、危機管理室、消防団の再編関係、企画財政、これは町の総合調整的な、以下震災復興企画、まちづくり協議会とのかかわり、事業計画調整室、新市街計画の募集等の関係、震災復興整備におきましては、市街地そのものの整備関係、町民生活課、住居表示なりごみ出し等の関係、保健福祉課はコミュニティーの形成、民生支援とのかかわり、そして被災者支援室は被災者の自立支援、このような側面、そしてまちづくり整備課におきましては、災害公営住宅の入居管理及びコミュニティーのかかわり、そして学務課としては、学区再編の関係というふうなことで、庁内でそれぞれ新たな自治会なり行政区設置に向けてのかかわりが出るであろう課とを構成メンバーとして組織検討しているというふうな次第でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。私、メンバーは……、庁内だったらいいんですが、予算書で示されている行政区再編検討委員会の報酬 7 万 5, 0 0 0 円についてずっと確認してきたわけなんです、それは平成 2 6 年度も同様の措置がされているから、じゃこの活動、取り組みの中身は何なのかということで確認したわけ。

それは、平成 2 6 年度も同じ額でやっている。ですから、平成 2 6 年度の取り組み内容はどうで、そしてその次このそれに基づいてまた次年度の予算化と、予算措置をしているんだろうと思いますが、その辺のことを最終的に確認したかったということでの質問の中身なんです。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。外部委員を取り組むような必要性があった場合に、その手当分として想定しておるというふうなことでございます。（「2 6 年度の実績は」の声あり）

2 6 年度につきましては、内部でだけとどまったというふうなことから、特に支出は発生してこないというふうなことでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。どういう方を想定して、この事業を計画、予算措置しているの

かお伺いたします。26年から続いているということだから。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。27年度におきましては、26年度で懇談会を開催してきた、その成果も踏まえつつ、さらに27年度においてはできなかった、想定しつつもできなかった部分などを強化してまいりたいと。

その考え方の中では、新市街地のコミュニティー支援形成に向けた事業取り組みをというふうなことでございます。

こうした中で、新年度における係る予算の部分につきましては、展開に応じて適切な人材を確保した中で取り組んでまいりたいというふうな考え方でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。なぜこれ確認しているかということ、私非常に重要な役割を持っていると、この行政区再編検討委員会というものは、ですから、確認の意味で聞いているんですが、といいますのは、いろいろやっぱりその前にもアンケート調査でないな、懇談会等々3回開いて、もろもろの意見が出て、その背景等々についても確認したわけですが、今そういう方々はやっぱり自力でといいますか、なかなか大変な状況にある。我々の自治組織をどうするのか。したいという思いはあるんだけど、でもそれを進めていくためにはできないとか、我々だけではできないとか、そういういろいろな問題、悩みを抱えている人たちが主体のということになるんです。

しかも、きのうきょう新聞報道でも明らかになりましたが、この新たな市街地の高齢化が非常に話題にされている。とりわけ山元町が他自治区よりも、他地区よりもかなり大きな数値が示されている。48パーセント。一般の高齢化、65歳以上の34.何パーセントと比較しても48パーセント、新市街地に住む方々の年齢構成は、という事態にもなって、そういうことで、そういうことから生まれてくるいろいろな問題、課題というのが相当もう多分というよりも多く示されている状況だと思うんです。

直接その今現在も住んでいる人たちからのお話も伺いますが、組織を決めるのも大変だと。高齢なゆえに。でも、住んでいるから、自分たちで何とかしなくちゃならないという思いは強いんだけど、しかしなかなかうまくいかない。こういう悩みも抱えている。実際に住んでいる人たち。そういうのを見ていけば、新しく入ってくる人たち、入居する人たちは、ますますそういった大きな悩みも抱えながら、せつかくこれから新しい新天地で新しい生活を望んでくる人たちがそういう思いがない、つくれない中で、不安の中で新天地に向かうというような状況があると思います。あるから、なかなかまとまらないという。

そのときに、果たす役割が多分この行政区再編検討委員会の役割ではないのかということから、平成26年度から、去年からやっぱりとったことは非常にいいことなんですから、この予算とっての活動。ところが、今の話聞くと余りこれが生かされていないのかなというふうに感じるから、今伝えているんですが、そして、今年度も同様の予算措置をとっている。その際に、例えば今の成果、いらなかったんだと。だから、自前でできたんだということになってけれども、その辺の成果どういうふうに分析するか。まず、26年度の予算でね、もし本当にそういう取り組みを進めようとしていただいたら、所内でやった、庁内でやった結果を外、外部の人に見てもらって、我々こういう分析の調査して、懇談して、そしていろいろ意見まとめてこういう結論出したんだけど、外から見た人どうだべやというようなことでは、これは使うべきだったと私思うんです。

そういうのは、多分懇談会していく中で、さっきなも確認したつもりなんだけど、

じゃその背景は何というのは、こういうふうな結論に至った背景は何というのはそういうところなんだけども、3回も開いて、そして3回も聞いているわけだから、大体どういふふうな思い、気持ちで、思いというか、軽い重いじゃなくて、思いとか気持ちとが伝わってのそういう結論の出し方、まとめ方の出し方だったのか。

その背景がわかれば、やっぱり解決方法というのが生まれてくる。ただ、この解決方法もなかなか内部の人間だけではまとまり切れないと。それを外部の人たちに助けてもらってというか、いろいろやって、そして立てて、そして次に生かす。だって、ことし町長のあれでは、ことしで大体埋まるんだよわ。埋まるということでないな。これはこれから今年度中に。

これまた対応が遅れんのかなと。そうしたことによって、こういう話はしたくないんですが、非常に不幸な話が生まれてくるというのも、これはもう阪神淡路で示されている、経験されている話なわけで、やっぱりその辺、さっきの除染のこととも一緒なんだけれども、やっぱり現実とちゃんと向かって、現実とあわせたその対応の仕方というのが必要になってくるのではないかというふうに思うんですが、町長、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今直接的にはこの行政区の再編に向けた町としての適切な、タイムリーな取り組みというふうなことでございますが、いろんな事務事業を同時並行的に動かしている中で優先順位なり、その時々々のタイミングに合わせてというふうな、この取り組み、これは非常に忙しいんですけども、非常に一方では大切な考え方、取り組みだろうというふうに思っております。

各課室、超多忙の状況にはありますが、議員ご指摘のとおり、タイムリーさを失ったんではその一生懸命というのがちょっと半減してしまうという部分あるものですから、そこは担当課中心に、もう少し腰を据えてしっかりとした対応ができるようにしていかなくちゃならないなというふうに思うところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことで取り組んでほしい。本当にこれ現実問題ですから、いろいろこれまでの話の中でも今48歳が平均、これ多分皆さん思っていると思うんですが、少なくなるというか、小さくなるというか、低くなるというのがここ5年、10年ちょっと考えられない。すぐにもう50を超えて60、平均年齢がですよ。そういう町になってしまう。そういう心配、おそれがある。

そういう中での自治組織ですから、その基本になるのが行政区の再編ということになるわけですから、この辺については、本当に一生懸命、一生懸命と今の町長の話でも本当に忙しい中、大変ではあると思うわけですが、ぜひ新年度に向けて、この辺の取り組みも強めていただきたいということを伝えて、この質問については終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は2時40分といたします。

午後2時27分 休憩

午後2時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）6番遠藤龍之君の質疑を許します。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。先ほどの私の質問の中で若干訂正したいところがあります。

何か数字を示したときに、48歳というような表現をしたと私はそうは思っていなかったもので、そういう言ったということなので、訂正させていただきます。あれは、48パーセント、災害公営住宅への高齢者の入居率ということで示した数字であります。48歳ではなく48パーセントということで、訂正を願いたいと思います。

それから、今休憩中に予算質疑なのに当年度ですね。26年度の予算について言っているというようなことで、あの質問は質疑はおかしいのではないかとといったような話が聞こえてきたということなのですが、これは、平成27年度予算、当初予算に対しての質問の中で重要な関係、十分に関係のある、必要となる質問だと、の内容になっているということで、例えば先ほど言った行政区再編連絡検討委員会報酬について、前年度も参考にしながら質問したわけですが、これはそういう実績の中でどのように新年度予算は対応するのかというようなことから、必要に迫られたといえますか、27年度予算を審議する上で必要な質問であるということで、私は一切問題はないということ強調したいということをお願いしておきたいというふうに思います。

では改めて、3件目の質問に移ります。3件目は、町財政についてであります。町で示している財政運営状況の考え方という件について確認したいと思います。

これは先ほどの答弁の中にもありましたが、当面は大丈夫だと。しかしながら、今後は危険だよ、危ないよというような表現をしておりますが、1つにはその背景として、まず自主財源が今はもろもろの財源対策で支援で対応するが、今後も固定資産税あるいは町民税等々、町税等々の減収というふうな表現をしているわけですが、では、その減の根拠といえますか、背景といえますか、あるいは戻らないというふうな表現であるかと思うのですが、どの程度にこれを見ているのかお伺いいたします。どの程度に見て、こうした表現を使っているのかお伺いいたします。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。ただいま自主財源の震災による減になった分の納税ぐあいをどう見ているんだというようなご質問でございますが、住民税におきましてもやはり労働人口、これがずんずん減ってきていると。流出したこともありますし、もろもろの年齢的な少子高齢化の現状を踏まえてですが、それで今現在見込んでいるのが住民税あたりでも30年ころまで見込んでいるんですけれども、どうしても労働人口が減っていつていることから、今平成27年度の当初予算で計上している額と同額からほぼ若干のマイナスを見えています。

平成22年度の住民税の所得割額でございますけれども、約45億4,000万円ほどありました。それが27年度におきまして当初予算では3億5,000万円、マイナスで大体1億500万円くらい22年度から、震災前から見ますと、その分、1億500万円くらいがもうそこで納まっていると。今後とも伸びていかないだろうというような考え方で見ております。

あと、固定資産税のほうでございますけれども、これについても土地につきましても評価額においてかなり下落しているということがありまして、平成22年度で約、土地の納税額が2億1,600万円ほどあったんですけれども、平成27年度当初予算で見込んだ数字におきましては、まだかなりの下落差があるということから、1億4,800万円ほど、ここで7,800万円くらい土地で減額になっていきますし、今後ともこれなかなか伸びていかないだろうと。

家屋につきましても、流出等でありました、あと内部解体等もありましたことから、

平成22年度で約3億1,700万円ほどだったんですけれども、それが平成27年度当初予算で見込んでいるのが2億300万円ほど。差で9,700万円マイナス。震災後新築した住宅もありますけれども、特例等がございまして、6年間くらいは新築から伸びないということもあります。それらのことを考えますと、固定資産税の伸びもかなり厳しいものがあるというふうなことから、先ほど町長の答弁で申しましたように、税収の望みはなかなか難しいという回答でございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その背景につきましては、この間も何回か示されておりまして、私自身もそういう傾向については十分理解しているつもりでの質問なんですけど、ですから、表現としては、質問の中身としては、じゃどの程度の減と見ているんですかというのが私の今の質疑だったんです。単純に言えば約でいいんですけれども、町税、震災前は大体13、4億円くらいかと、全体で、それがんじゃ3年後、今から3年あるいは5年後、この表現に合せた時期の額としてはどの程度の推察が、推定しているのかという質問なんです。

ですから、答えとしては約で、今言った細々と数字上げられているわけですが、それらの根拠となって、その結果それでは当面は10億円前後でいくのかなとか、それが11億円なのか12億円なのか13億円なのか、そんな程度の表現でいいかと思うんですが、今せっかくこま数字言っているんだから、それを積算すれば多分その辺の数値というのは上がってくるかと思うんですが、いかがでしょうか。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。ただいまご質問、私のほうもちょっとこまいところまで入ってしまいましたが、約10億円ぐらい町税関係で10億円ぐらいで推移していただくということを見ております。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、その要因にあるのは、先ほどいろいろ上げていただきました、多くは震災関係、震災絡みが要因となってその町税が伸び悩んでいるということなんですけど、これらについての国の施策、支援というのは、じゃどこまで続くのか、その辺を財政ですか、いつまで続けられるのかということについてお伺いいたします。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。現段階で聞いているお話ですと、よく言われておりますが、平成27年度集中復興期間というのが一つの目安になるというふうに考えられますので、そこから推察すると、原理原則を申せば来年度までということになるかと思えます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。やっぱりその辺に対してこれから大きな社会問題になっていくのかなと。なかなか復興庁というんですか、竹下さんという方ですが、態度を改めないというとおかしいけれども、被災者側からすればそういう表現でいいのかなと思うんですが、まだその思いを捨てていないような、しかしながら、政府内部でもその辺についてはまだ十分なそういう方向、方針というふうなことでの方針の確立はされていないという状況だと思うんです。

そして、そのときに今度非常に大事なことは、やはりこの先ほど町長も強調しておられるんですが、やっぱり被災地からの声がどのくらい届くかというのがこれはもう何を置いても大きいかと思うんです。

そして、その際には一つの力じゃなくて、大きな力にしてやっぱり臨む。そのことは、これからもう毎日のように求められる、町長のとりわけ大きな仕事になるのかなというふうに思いますが、その辺について、町長いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどもお答えさせていただきましたけれども、今担当の大臣のほうから後期復興期間内の所要財源なり財源の負担割合の関係の問題提起がされているというふうな状況がございますが、これはやっぱり被災地の実態を改めて理解していただく中で、自立も大切ですが、やはり途中ではしごを外すような形の財政支援にならないような、そういう工夫、努力もしていただかなければならないわけですので、その辺は議員ご指摘のとおり、県なり他の被災自治体と問題を共有し、この問題に対処していくことが何よりも肝要でございますので、そういう方向で全力投球をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。やはりそういう行動、活動とあわせることによって、被災住民、我々町民に対して将来にわたっての不安、そういった表現は極力避けるべきだというふうに思います。それでないと、今被災された方々、支援の話からもう金がないんだから、あんたたちの要求はわかっけんども、こんなの出せませんよというような結論、結果というような、そういうところにこういった表現、考えをもとにした形で、こういう表現を多用するとどうしても町民不安がりますから、やはりこの辺の表現はぜひ最少に抑えて、努力は当然必要ですよ。覚悟した上で、そして努力して、そして獲得するということまでの、やっぱりそういった思いを持って、そうすれば不安を与えることなく、負担を与えないためにもそういう活動が必要だということを求めておいて、これは努力目標ということになろうかと思っておりますので、そしてあと、要請としては、なるべくこういう表に向かってこういう表現というのは極力避けるべきだということを伝えておいて、改めて確認させていただきたいのが、いずれ山元町将来人口も減少、そして被災も受けている。人口の減少というの目に見えている中で、やはり財源の問題、確保の問題というのは、非常に大きな町の大きな課題になるかとも思います。

そこで、確認したいわけですが、そもそもこの地方交付税というのはどういう目的を持った制度なのかということ、非常に基本的なところでわかりやすく確認させていただきます。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。学問的なことでお話せざるを得ないわけですが、地方交付税につきましては、財源の偏在性を是正して、もともとの発想としてはナショナルミニマムといいますか、広く日本全国が均一な形で財源が担保されるよということでの財源調整機能ということで始まった制度だと理解しております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。だから、その後が大事なんだ。だからこういうことになっていきますというところまでプロのほうから言ってもらわないと、それはだから、その自主財源といいますか、自分で賄える、少ないところに調整機能として割り振るんですよという内容のものですよね。それでよろしいかどうか確認します。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。議員ご指摘のとおりです。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。こういう制度をしっかりと正確につかんで、つかめていけば、いばって言える話ではないんですが、町税が少なく……、町税少なくなったときに相応分にはなりません、やっぱり最低ミニマムと言いましたかね、何ミニマムというのか、横文字の言葉わからないんですけども、最低の生活ができるように、あるいは行政が執行できるように割り振られるということですよということ、いただくんじゃなくていただくという表現でなく、当然対象となる自治体にはくるものであるということですので、これも含めて、町税が少なくなったから町大変なんだ、だから皆さんの要求、

要望はなかなかもうできないんだわというようなことにつながらないように、これ重ねてという話になるわけですが、ただ、その根拠は、やっぱり正確に確認しておく、認識しておく必要があるかと思っただけの今の確認でした。そういうことでよろしいですか、もう一回、最終的に。そういう考えでよろしいんですねということだけ確認します。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。基本的にはそのような考えでよろしいかと思えます。

6 番（遠藤龍之君）はい。次に、これは何回か出てきている質問であります。これは最終確認程度でよろしいんですが、地方創生関連の予算ですね。これについて、とりわけ先ほど、これは26年度と言われますと、また先ほどの一番最初の話になるのかと思えますが、これを27年度にこういった実績を持って27年度にどう生かすかと。あるいは生かさなければならぬのかという観点でお伺いするわけですが、その8,000万円というのが山元町にとって妥当なものだったのかどうかということについて。

自主的に求めてきたものなのか。あるいはあなたのほうは山元町はこんな程度、この辺だったならばこんな程度だねという形でお伺いしてきた制度なのかどうか、その辺を確認します。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。こちらの交付金なんですけれども、前にもご説明したとおり、消費喚起型と地方創生先行型という2つがあるんですが、それぞれ全国ベースで消費喚起型は2,500億円、それから創生先行型は1,700億円という額が振られています。それを国のほうで、例えば人口であるとか、財政力であるとか、そういったような補正をかけて割り振った金額ということでご理解いただければと思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。これは、4,200億円の中から出てきている。あと、これに類したのは、去年おとしともがんばる交付金とか、何交付金とかというのがあって、それと同様の内容の政府的には同様のものなのか、言われています。

しかしながら、今回違うのは、その前年度、前々年度のがんばる交付金等とはもうハードが中心の事業であったと。そういうことで、なかなか受け取る自治体のほうでも苦労があったというようなものだと思うんです。今回は、意識的に政府も今回はソフト面、事業といいますか、に充てられる。だから、どんどん手を挙げなさいというような形で提起されたものというふうに言われています。

そういう意味では、これは山元町に限らずどこの自治体でも年度末の忙しいときに、年度末というか年末の忙しいときに提示されてどうぞとあったものですから、本来ならばありがたい事業だったんですが、なかなか思うような内容のもので返ってこなかったというか、手にできなかったということだと思います。

そういうことから、しかしながら、そのぐらいいただいたというか、対象になったということで、非常に喜ばしいことなんです。あわせて言いますと、これに関して政府が強調しているのは、約1兆円、私の理解に間違いがなければ1兆円ほどの、その中に今のものも入っているわけなんです。そしてあと、改めて言えば一応平成26年度といいますが、あれはよく気がつく13年度予算というのは実質は新年度予算と同じ性格、内容を持ったものであるということも、そういう理解がおおむね一般的な理解のされ方だということもここで確認しておきたいと思えます。

そういう意味では平成27年度予算ということで受けとめていいのかなというふうに私は受けとめております。

そしてさらに、改めて今度の本当にこの平成27年度に求められるそういった事業と

いうのはあるのかどうか。あると思うんですが、あるから追加補正で検討していくというふうなこれまでの答えだったんですが、その辺のやっぱり内容をしっかりとつかんで、そして、忙しい、忙しいと言われると何も言えなくなるんですが、やっぱり早目、早目の対応で、そういう提起があったらすぐに手を挙げてすぐに勝ち取れるというふうな、そういう体制はとにかくこの財源確保ということについては、取り組んでいく必要がある事業と受けとめているんですが、その辺の姿勢というか取り組み姿勢について伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。町の取り組む姿勢ということですが、遠藤議員もおわかりのとおりのような、今ご指摘でいただいたような状況がございます。そういう中でも企画財政課中心になりまして、地方創生絡みの施策の取りまとめに一生懸命当たってもらっているというふうなことで、ちょっとリーダーシップ発揮してもらっておりますので、忙しさの中にも私はそういう対応を非常に評価したいし、これからも期待をしてまいりたいというふうに考えております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。これは、この事業は国も大いに強調して、積極的に自治体のほうでも受けとめれば政府も喜ぶ施策の一つとなっているということで、これは今から大体その事業内容、メニュー等々も多分示されているかと思うんです。ただ、それがどういう形でどういうふうにといつころまでの具体的なものは示されていないという段階だと思っております。

しかしながら、全体を見ればこれはおらほうで使えるもんだなというのは大体想定はつくかと思えます。そのために必要な調査、今からまだ現実のものにならなくても、そういった情報等々はあらゆるところから流れてくるかと思うんです。そういうものをいち早くつかんで、そしてこの場合だったらこういうことできるよねとか、あるいはこういうふうにしてすればというような、その調査といいますか、準備といいますか、それは体制をつくってしっかり取り組んでいかなければならないというふうに考えるわけですが、その辺の考え方についていかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。推進体制の充実というふうなことでございますけれども、いろいろ当面する諸課題の解決に向けた対策本部等々立ち上げておりますので、そういう中で最寄りの諸課題をスピーディーに対応できるようにしていかなくちやならないというふうに考えているところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そうした事業を進めていく上でも重要な、必要になってくるかと思うんですが、体制の確保、体制、何を言いたいのかというのは、今度3月でまた人事体制が変わるわけなんです、その辺はその辺も十分に配慮した、あるいは考えた体制をつくる必要があるというからやっぱり、今から考えるということ、あるいはこれまでのつながりもある。そういう重要な部分、重要というか、何を重要かというふうに確認するのも以前の問題としてあるわけですが、とりわけ財源確保ということになれば、もう今何回も確認しますように、政府で大きな思いを持ってこのあれを課題を進めようというときに、それからそのほかの最低の事業を進めていく、復興関連の事業を進める上での財源確保というのが重要な町の大きな課題になっているというときに、それを進める、その体制は磐石の体制で臨む。そのためには少しでもマイナスになるようなことは避ける必要があると。そういう場合でもマイナスにならないような引き継ぎ方とか、これまでのこの間のあれを見ると、前任者とやっぱりうまくつながっていないとこれま

で積み上げた議論がまたもとに戻るといふようなこともこの間経験しているところもあるわけで、これは財源部門だけでなく、そういうこともありますので、少なくとも今財政の問題で言っているわけですから、少なくともその体制についてはそういった切れ目のない、切れ目のないといふのはどこかで聞こえてくる……、国でそういうの言っている。切れ目のない施策を取り進むよう進めていく上でもその辺の体制といふのはきちんとした、確立された中で取り組みを進めていく必要があるといふふうに考えますが、その辺町長、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど来議員から引き継ぎなり、ご提案いただいているのは、いちいちごもっともなお話でございまして、我々行政マンといひますか、組織人として必要不可欠な基本的な心構えじゃないのかなといふふうに思います。

問題は、それをわかっていても具体の個々の異動、引き継ぎ等々の中でそれがどこまでしっかりと引き継ぎされるかといふふうなことだろうといふふうに思いますので、これは毎年度の春の定期異動にあわせて、改めて組織全体が一定の問題意識を再確認をしながら、新しい年を年度を迎えるようにしてまいりたいなといふふうに思います。

議長（阿部 均君）6番遠藤龍之君の質疑を終わります。

これで、総括質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議案となっております議案第36号から議案第41号までについては、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第41号までについては、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

予算審査特別委員会の方々は、直ちに第1、第2委員室で会合の上、委員長、副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩します。

午後3時06分 休憩

午後3時16分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）予算審査特別委員会の委員長、副委員長がそれぞれ互選され、その結果が報告されたので、事務局長から報告をさせます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。ご報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に渡邊 計君、副委員長に菊地八郎君がそれぞれ選任されました。

以上で報告を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

予算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検査権と第100条の調査権を委任したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって予算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検査権と第100条の調査権を委任することに決定しました。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま予算審査特別委員会に付託しました議案第36号から議案第41号までについては、山元町議会会議規則第45条第1項の規定により、3月18日午後4時までに審査が終了するよう期限をつけることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会に付託しました議案第36号から議案第41号までについては、3月18日午後4時までに審査が終了するよう期限をつけることに決定しました。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は3月23日開議であります。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時19分 散 会

上記会議の経過は、地方自治法第123条第1項の規定により事務局長渡邊秀哉の記載したものであるが、その内容に相違ないことを認め、同法同条第2項の規定により、ここに連署する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____